

令和 2 年

国見町議会会議録

第 8 回 定例会

令和 2 年 12 月 16 日開会

令和 2 年 12 月 18 日閉会

国 見 町 議 会

令和2年第8回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月16日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
歓迎の言葉	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案の上程（議案第59号～第62号）	6
町長提案理由の説明	6
散会の宣告	12

第2号（12月17日）

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
遅参及び早退議員	14
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	14
本会議に出席した事務局職員	14
開議の宣告	15
一般質問	15
11番 松浦常雄君	15
①町長の町政執行の姿勢及びまちづくりの基本方針について	

②令和3年度の予算編成の基本方針について	
8番 佐藤定男君	18
①教育環境を再構築する具体策について	
②道の駅国見あつかしの郷の現況について	
5番 山崎健吉君	27
①高齢者の健康づくりについて	
②今後の国見町が発展するための方策について	
12番 浅野富男君	37
①今後のまちづくりについて	
10番 渡辺勝弘君	45
①新たな町政運営について	
②国見町における介護施設について	
③町社会福祉協議会について	
散会の宣告	54

第3号（12月18日）

議事日程	55
出席議員	56
欠席議員	56
遅参及び早退議員	56
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	56
本会議に出席した事務局職員	56
開議の宣告	57
議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する 条例	57
議案第60号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第8号）	58
議案第61号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	65
議案第62号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	66
常任委員長報告（継続審査）	
陳情第11号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意 見書」の提出を求める陳情書	66
追加日程の議決	67
常任委員会の継続審査について	68
常任委員会の所管事務調査について	68
町長挨拶	68

閉議及び閉会の宣告.....	69
----------------	----

国見町告示第66号

令和2年第8回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月1日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和2年12月16日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和2年第8回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年12月16日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 第 5 議案第60号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第8号）
- 第 6 議案第61号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第62号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇歓迎の言葉

議長（東海林一樹君） 初めに、議会を代表いたしまして、引地新町長に歓迎の言葉を申し上げます。

去る11月8日に執行されました国見町長選挙におきまして、多くの町民の支持を得て見事に当選されましたこと、誠におめでとうございます。議員一同、心よりお喜び申し上げる次第です。

さて、急速に進展しております人口減少社会の到来や新型コロナウイルス対策など厳しい社会経済状況下において、町民福祉の向上をはじめ、解決すべき諸課題が山積していることはご承知のとおりであります。このときあたり、新町長におかれましては、広く町民の声を聞かれまして、大きな視野に立っての施策の実現にあたられますことをお願いする次第であります。国見町議会といたしましても、住民の意思を十分に踏まえ、議決機関としての機能を果たしながら、魅力あるまちづくりのために努力を傾注する所存であります。

結びに、引地町長には、ご自愛の上、町民福祉の向上と幸せのためご尽力賜りますようご期待を申し上げまして、歓迎の言葉といたします。

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番宍戸武志君、5番山崎健吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの3日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和2年第7回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案4件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情はありませんでした。

一般質問の通告は5議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇議案の上程（議案第59号～第62号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、議案第59号から日程第7、議案第62号までの議案4件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 本日ここに、令和2年第8回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、今般の国見町長選挙と同時に執行されました国見町議会議員補欠選挙におきまして、見事当選の荣誉に浴されました4名の議員の皆様には、心よりお祝いを申し上げます。町政進展のためご活躍されることをご期待申し上げる次第であります。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、町政に取り組むにあたっての所信の一端を申し上げます。

私は、今般の国見町長選挙におきまして、町民皆様のご支持をいただき、国見町長に就任いたしました。改めてその責任の重さを感じております。

私は、私たちが生まれながらに持っている幸せになる権利、これを実現するため、

町民皆様の心をしっかりと受け止め、「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」を基本理念に、まちづくりの6つの目標を掲げました。これまでの良いところは受け継ぎつつも、前例にこだわらない攻めの施策を展開してまいりたいと考えているところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会には、条例制定の一般議案1件、一般会計ほか2件の特別会計の補正予算の議案3件、計4件の当面する緊急かつ重要な案件をご提案申し上げております。

まず冒頭に、令和2年第5回国見町議会定例会以降の町としての新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。

国内では、首都圏や関西等の大都市を中心に、1日当たりの新規感染者数が日々更新されるとともに、重症患者も増加している状況となっております。福島県内においても、福島市で新たな感染者やクラスターが発生し、国見町内においても、12月12日に初めて陽性患者が確認されるなど、予断を許さない状況となっております。

町においては、定期的に、また必要に応じて新型コロナウイルス対策会議を開催し、県内感染情報の共有はもとより、新しい生活様式の徹底・確認、感染拡大防止対策、町民に対する注意喚起の方法などについて協議しております。

また、感染症対策を進めるにあたり急施を要した補正予算については、専決処分としたところであります。

さらに、町民に対する感染防止対策の広報については、防災行政無線による注意喚起、もたんFMでの放送、お知らせ版の配布などにより取り組んでおります。加えて、町長メッセージを町ホームページに掲載しているところであります。

今後とも、国・県の動向を注視するとともに、新しい生活様式の定着による感染防止の徹底と地域経済の回復を図るため、町としてやらなければならないことはしっかりと対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、町政執行等の主なるものについて申し上げます。

1つ目は、健やかに暮らせるまちづくりについてであります。

まず、長寿・健康づくり講演会について申し上げます。

11月13日、新型コロナウイルス感染症から身を守りながら健康に生活するためのポイントについて、東北文化学園大学の菅谷准教授から、感染症予防の方法を正しく理解し、正しく恐れるなど、健康に生活を送る方法を学んだところであります。

次に、減塩料理教室などについて申し上げます。

9月30日には、カゴメとコラボした減塩料理教室を開催するとともに、11月1日には、食文化継承講演会として、町応援大使の「野崎料理長が話す家庭料理のすばらしさ」を実施したところであります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、健康推進員と食生活改善員の研修という形で実施をしたところであります。

次に、介護保険の取組について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、高齢者の介護予防の柱となります生きがいデイサービス、いきいきサロン、通いの場、そして支え合いとしての高

齢者の居場所づくりなどの支援を行っております。しかし、9月8日に開催しました通いの場の代表者会議では、残念ながら、3割程度の地区で、緊急事態宣言の前の状態までには戻っていないとの報告がされておりますし、無理はできない状況ではありますが、声かけを続けていくよう確認したと聞いているところであります。

次に、敬老会中止に伴う対応について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響から、今年度の敬老会はやむなく中止としましたが、敬老の日に合わせて、記念冊子と記念品を、地域の方々のご協力をいただき、配付したところであります。

2つ目は、安全・安心、優しいまちづくりについてであります。

まず、除染対策事業について申し上げます。

仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、環境省において平成27年度から進めておりますが、現在は、最後となります森江野方部2号仮置場からの輸送を行っており、令和3年1月中旬には、全ての除去土壌等の輸送が完了する予定となっております。

また、仮置場の返地に向けた原状回復工事については、小坂方部1号仮置場、藤田方部2号仮置場、そして森江野方部1号仮置場で実施しており、令和3年3月までの完成を目指しているところであります。

次に、風評対策事業について申し上げます。

風評対策と併せて、県内外の道の駅などとの交流連携を目的といたくにみ道の駅大交流フェスタについては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、10月10日、11日の2日間にわたり、道の駅国見あつかしの郷において開催しております。交流協定などを締結している岐阜県池田町や北海道ニセコ町をはじめ、県内外の道の駅、自治体や商工会などの数多くのブースが立ち並ぶとともに、町文化団体連絡協議会の皆さんや歌手の井上あずみさんのステージイベントなども開催し、大勢の人でにぎわったところであります。

また、町の特産品であるあんぼ柿の加工体験をメインとした秋のくにみ周遊ツアーについては、宮城仙台圏の20名の皆さんに参加をいただき、11月20日、21日の2日間開催しており、加工体験とともに、町内の史跡巡りなどを行い、国見の秋を満喫していただいたところであります。

次に、米のモニタリング検査について申し上げます。

昨年度まで行っておりました全量全袋検査に代わって、今年度からは県が行うモニタリング検査に移行しました。旧町村ごとに3カ所、計15カ所から収穫されました玄米の放射線検査が行われております。その結果、全ての調査地点から放射性物質は検出されなかったため、9月29日から順次、米の出荷・販売が開始されたところであります。

次に、あんぼ柿の産地再生に向けた取組について申し上げます。

出荷再開から8年目を迎えるあんぼ柿の加工・出荷については、産地全体での目標数量を震災前の約84%、1,300トンとし、11月17日からは、国見検査場に

において非破壊検査を実施するとともに、出荷が開始されたところでもあります。

3つ目は、未来へつながるまちづくりについてであります。

まず、子育て世代包括支援センターももさぽについて申し上げます。

昨年の10月に立ち上げ、1年を経過したところではありますが、相談件数、訪問件数とも増加しており、ママやパパに寄り添う支援につながっているものと考えているところでもあります。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

屋内遊び場くにみもたん広場、道の駅国見あつかしの郷構内に開設の子育て支援センター木育広場つながる～むについては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながら運営をしております。両施設とも、親子のコミュニケーションの場として連携を図りながら、子育て支援を推進してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、学校関係の行事について申し上げます。

10月3日にはくにみ幼稚園でミニ運動会を、10月17日には県北中学校で柏葉祭を、10月18日には国見小学校で運動会を、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開催したところでもあります。

次に、公民館事業について申し上げます。

国見ジュニア応援団については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問交流からオンラインシステムを利用した交流に変えて、岐阜県池田町ジュニアリーダーズとお互いの住む町に対する相互理解に努めたところでもあります。

また、10月1日には、観月台文化センター図書室が国見町図書館に生まれ変わり、新たな図書の貸出サービスとして、町図書館にない図書を町外の図書館から借り受け、それを貸し出すことができる相互貸借を開始し、読書活動の推進を図っているところでもあります。

次に、スポーツ事業について申し上げます。

町民スポーツ交流大会については、2回の延期を経て8月末より3週間にわたって開催し、9種目に463名の参加の下、熱戦が繰り広げられたところでもあります。

また、福島県市町村対抗軟式野球大会では、国見町チームがベスト16に、市町村対抗福島県ソフトボール大会では、国見町チームがベスト8に進出したところでもあります。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

プロジェクト学習やエリアデザインラボについては、それぞれオンラインやリモートなど事業の形態に応じ、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら事業を進めております。また、短期プログラムについては、同じく感染症対策を行いながら、石母田古民家を中心に町内を回る事業として実施したところでもあります。

4つ目は、資源を活かしきるまちづくりについてであります。

まず、くにみ農業ビジネス訓練所について申し上げます。

研修事業については、長期研修、短期研修とも、それぞれ計画どおり進んでいると

ころであります。次年度に向けた長期研修生の確保については、10月25日に参観デーを開催し、研修相談を行うなど、鋭意PRに努めているところであります。

また、野菜の多品目栽培については、ハウスや露地圃場において栽培計画に基づき進めておりますが、現在はミニトマトの生育が順調であり、道の駅国見あつかしの郷やヨークベニマルなどに出荷しているところであります。

次に、くにみ米について申し上げます。

特別栽培米としてブランド化を目指しておりますくにみ米については、10月18日に道の駅国見あつかしの郷において大収穫祭を開催し、無料配布や販売会を行うなど、一層のPRに努めたところであります。

次に、貝田地区等圃場整備事業について申し上げます。

10月24日に開催した権利者会議において換地計画が承認されましたので、今年度内に換地処分を完了する予定となっております。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

国見石を活用したイベント「石工（ロック）フェス in 石蔵」については、9月22日、郡山女子大学との共催により、JAふくしま未来小坂支店の敷地内で石に関する展示や各種ワークショップなどを開催し、国見石の歴史について認識を深めたところであります。

町文化財センターあつかし歴史館では、今年度2回目となります催し、あつかしまつりについては、10月25日、大木戸歴史むらづくりの会との共催で開催をしまして、サツマイモの収穫体験や焼き芋の振る舞い、フリーマーケットや内谷春日神社太々神楽の披露などが行われ、多くの来場者でにぎわったところであります。

阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園整備については、ハスの花の終了とともに町道北側のハス池護岸工事に着手し、その工事が終了した後、南側のハス池工事に着手する予定となっております。

なお、ハスの開花時期の安全性を考慮した工事の中断や福島県による滑川堤防の改修事業の影響により、当初11月30日までであった工期を設計監理業務も併せて来年の3月31日まで延長したところであります。

また、11月30日までこの歴史公園の愛称募集を行ってまいりましたが、150件を超える応募があり、今後、阿津賀志山防塁調査整備指導委員会において審査をいただき、年内に決定できるよう事務を進めているところであります。

5つ目は、相互理解と共感のまちづくりについて申し上げます。

交流連携事業についてであります。アカリが主体となって開催しました空想マルシェについては、今年度も県内外からの出店や来客があり、交流連携が図られたものと考えております。

また、11月26日には、包括連携事業の一環として東北電力との若手職員勉強会を開催し、地域の課題の共有と解決に向けたワークショップを開催したところであります。

そして、6つ目は、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、総合計画推進事業について申し上げます。

令和3年度から10年間の町の指針となります第6次総合計画の策定については、素案が固まりましたことから、来週の審議会で審議をいただく予定であるとともに、来年2月には答申が出される予定となっているところであります。

次に、地域公共交通支援事業について申し上げます。

福島交通バスの小坂線については、9月30日をもって廃止となり、10月1日より藤田駅前までの1路線に一本化されましたが、特に大きな問題もなく運行されています。

また、Ma a Sによるデマンド実証事業については、11月2日から実証を開始しており、来年3月までの利用状況データにより移動形態を分析し、今後に生かしてまいりたいと考えているところであります。

次に、各種統計調査事業について申し上げます。

10月1日を基準日として実施されました国勢調査については、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、統計調査員協議会のご協力によりまして無事終了したところであります。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバーカードの交付状況については、10月末日現在で、町から本人へ交付したカードは2,139枚となり、10月末日現在の人口8,846人に対する交付枚数率は24.18%となっているところであります。

次に、国見町子ども議会について申し上げます。

10月7日に子ども議会を開催し、国見小学校6年生から選出された議長と議員の7名が質問や提言を行ったところであります。子どもたちの柔軟な発想によるまちづくりに対する提言については、今後の町政に生かしてまいりたいと考えているところであります。

次に、町政伸展に寄与された方々を表彰する国見町表彰式について申し上げます。

今年度は、11月12日に観月台文化センターにおいて、特別功労表彰など、11個人、1団体の表彰を行ったところであります。

次に、「明日へ。ビッグツリー・イルミネーション事業」について申し上げます。

今年で8回目を迎えました「明日へのイルミネーション」については、11月23日に道の駅国見あつかしの郷で点灯式を開催し、あいにくの強風により花火の打ち上げは中止となりましたものの、町内の数多くの事業所や町民の皆さんのご参加をいただき、来年1月5日まで点灯のスタートを切ったところであります。今月20日からはあつかし山ビッグツリーも点灯され、国見町の冬を華やかに彩ることとなっているところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第59号「国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものであ

ります。

議案第60号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7487万2000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7373万9000円とするものであります。

歳出補正増の主なものは、仮置場関係の除染対策事業、滑川改修整備事業、繰上償還の公債費などによるものであります。

議案第61号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、災害復旧事業費の補正増、また、議案第62号「令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、制度改革に伴うシステム改修費の補正増によるものであります。

以上、本定例会に提出いたしました各議案について、一括して提案理由の趣旨を申し上げますが、各議案の内容、計数等については、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、人事案件としての特別職の関係であります。岡崎忠昭教育長については、当面、その職にとどまってもらうとともに、改めて、副町長、教育長については、令和3年3月議会定例会に提案したいと考えておりますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

10時45分より、本議場において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を中会議室南側で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたしますので、ご参集願います。

明日17日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時38分）

第 2 目

令和2年第8回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年12月17日（木曜日）午前10開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁を含めて60分までは認めることといたします。

最初に、11番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（11番松浦常雄君 登壇）

11番（松浦常雄君） 質問に先立ち、このたびの町長選において多数の町民の支持を得て見事当選され、町長に就任されました引地町長、誠におめでとうございます。

それでは、さきに通告しておきました2点について質問します。

1点は、町長の町政執行の姿勢及びまちづくりの基本方針について伺います。

まず、新しく町長に就任され、町民の思いをどのように受け止めておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 11番松浦常雄議員のご質問にお答えします。

今次の国見町長選挙に臨むにあたって、多くの方々の様々な意見を伺いながら、私が基本理念とした町民一人一人が人として尊重される「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」、これを実現するための6つの目標に対して、少なからずとも支持をいただいたものと思っております。

一方、他の候補者の得票数の割合は有効投票数の過半数を占めていること、これも謙虚にその事実をしっかりと捉え、今後の町政運営に反映していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 次に、少子高齢化が進み、国見町の人口は8,000人台となりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大により全国的に経済不況が進んでおります。また、町民の多くが生活に苦しんでおります。

このような状況の中、町長は国見町の課題をどのように捉えているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

大規模自然災害への備え、新型感染症対策、少子高齢化と人口減少への対応、増加する荒廃農地や山林、そして鳥獣被害、空き家対策、農業、商業、工業、これらの活性化の対策など、国見町には課題が山積しております。これらは、どれも待ったなしの課題だと思っております。また、一気に解決できるものばかりではないといったことも議員も十分ご承知のことと思っております。

しかし、少しずつでも対応の歩みをたゆまずに進め、改善していくことが必要だと考えております。中でも、日々の暮らしに不安を感じていらっしゃる新型感染症、この課題、健康、医療、地域経済、なりわいの維持などから網羅的に、重層的に対応をしなければならないと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 次に、町長は町長選において誰もが幸せに暮らせる国見町として、6つの目標を公約に掲げました。改めて、その6つの目標を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

私が掲げた基本理念と6つの目標は、町職員として関わった震災と原発事故からの復旧・復興の取組や今次の選挙に伴う意見交換などを通して、国見に住む全ての人が生まれながら持っている幸せになる権利、これの実現を目指したいと思ったことが根本にあります。

まちづくりの6つの目標は、1つ目は「健康と医療の連携強化。健やかに暮らせる国見町」、2つ目は、「命を守る。安全・安心、優しい国見町」、3つ目は「子育て、人づくり、教育環境の再構築。未来へつながる国見町」、4つ目は「恵まれた資源の再確認。そして活かしきる国見町」、5つ目は「町民、町、議会、これらの新しい連携。相互理解と共感の国見町」、そして6つ目は「未来への持続。町として生きる国見町」です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 今、上げていただきました6つの目標を達成するためには、具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

1つ目の「健康と医療の連携強化。健やかに暮らせる国見町」は、地域の中核医療機関としての公立藤田総合病院を核とした町の医療サービスの安定化と町民一人一人の健康維持の両立・連携を強化していくこと、また障害があっても日々の暮らしの質を高めるサポート体制の充実を図りたいというものです。

2つ目の「命を守る。安全・安心、優しい国見町」は、道水路などの改修、新型感染症対策、ひとり暮らしや障害のある方、家庭内暴力やいじめに遭っている方に対応

するセーフティネットの拡充など、命と安全・安心を確保する仕組みを構築したいというものです。

3つ目の「子育て、人づくり、教育環境の再構築。未来へつながる国見町」は、新型コロナウイルスに対応した学習や保育環境の整備、いじめ、発達障害の子どもや生活困窮世帯の子どもたちへの対応など、子育て、人づくり施策を再構築したいというものです。

4つ目の「恵まれた資源の再確認。そして活かしきる国見町」は、交通網、農産物、歴史、文化、そして国見に住む人々など、先人から受け継いだ宝物を再確認すること、そしてこれらを全国に発信すること、これによって農商工業の活性化を図りたいというものです。

5つ目の「町民、町、議会の新しい連携。相互理解と共感の国見町」は、町民、町、議会による自由な直接対話の機会を設け、それぞれの思いをすり合わせ、納得した上で施策の方向性を決めたいというものです。

6つ目の「未来への持続。町として生きる国見町」は、課題はありますが、町の宝物を核に、広い視野と柔軟な思考で、合併せず自律する町として次の世代へつなぐというものです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町長の目指している新しいまちづくりを明確に示していただき、ありがとうございます。

少子高齢化、大規模な自然災害に加えて、現在は新型コロナウイルス感染拡大が最大の脅威となっており、町民の生活が脅かされております。これらの課題を乗り越えて、明るい未来を展望できるまちづくりに町長がリーダーシップを発揮されることを大いに期待しております。

2つ目の質問に移ります。

令和3年度の予算編成の基本方針について伺います。

まず、来年度の予算編成にも関わることで、今年度の予算執行について伺います。

新型コロナウイルスの影響により、町の計画した事業が中止や縮小されたものが幾つもあります。やむを得ないことと思いますが、今年度の予算執行状況はどのようなになっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えします。

令和2年度上半期の一般会計の執行状況について申し上げます。

歳入歳出予算総額7億9886万7000円に対しまして、収入済額が4億28498万4000円であり、収入率が59.5%となっております。

一方、支出済額は2億98966万円であり、執行率が41.5%となっております。

なお、昨年同期と比較しますと、収入率で7.1%、執行率で5.9%の増となっております。

おりますが、これにつきましては新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の増加によるものとなっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済不況が続いています。そのため、来年度の税収減が予測されます。このような状況の下で、来年度、令和3年度の予算編成をどのように考えているのか、予算編成の基本方針や予算規模の概要を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

令和3年度当初予算編成の基本方針については、現在策定中の第6次国見町総合計画や歴史的風致維持向上計画など各種計画に位置づけられ施策を具現化するとともに、「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」を基本理念に、まちづくりの6つの目標の達成を目指すというものであります。

一方、町の財政は、震災関連業務による人件費、少子高齢化の進行による扶助費、大型公共事業による公債費の増加により、その事業費を町税や地方交付税等の歳入で賄うことができず、各基金からの繰入金で収支の均衡を図らなければならない厳しい状況でもあります。

また、令和3年度において自主財源である町税は、新型コロナウイルス感染症、モモせん孔細菌病、生産年齢人口の減少などにより大幅な減収が予想されることから、事業の構築は国・県の補助事業の活用、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底に努めながら、町民福祉の向上、町民の幸せを実現するための予算となるよう編成作業を進めたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町としては、限られた財源の中での予算編成は誠に困難であり、痛みを伴うこともあるものと思います。しかし、町民の生活を守るという観点から予算編成に努めていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容について一般質問を行います。

引地町長は、町長選挙の公約といたしまして、「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」を目指して6つの目標を掲げております。その中の一つに、「子育て、人づくり、教育環境の再構築」とありますが、具体策をお伺いいたします。

まず、学校給食の完全無料化について伺います。

現在、保育所、幼稚園の保育料は無料となっており、かなり保護者の負担は軽減されております。この学校給食の完全無料化については前から議論もありますが、個人

的には食育の観点から、そしてまた財源の問題もあり、果たして無料化する必要があるのかと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えします。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要だと考えています。食育基本法においても、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基本と位置づけられています。特に、現代では社会情勢が目まぐるしく変化し、望ましい食習慣を養うことや健全な食生活を行うことが難しい面もあり、改めて食に対する意識を高めていく必要があると思います。

食育の基本は家庭にあります。しかし、保育所、幼稚園、小中学校においても、食育を重要事項として食育の全体計画、国見町食育推進計画を定め、これに基づき取組を進めています。

学校給食は適切な食を提供し、栄養の摂取や望ましい食習慣を養うことに加えて、食は食に関わる人々の様々な活動に支えられていることから、勤労を重んずることなどの食育の目標もあり、費用がかかることを理解いただくことも食育の大事なことと考えています。また、学校給食法の第11条では、給食に係る経費について施設や運営費は設置者が、材料費は保護者がそれぞれ負担するものとされていることから、食材費として給食費をこれまで負担いただいていた。

しかし、保護者の子育てや教育への支出額の家計に占める割合が高くなってきているという思いも保護者の中には増していることも事実です。これまでも要保護、準要保護の世帯には給食費を一旦納付した後、学期末に補助していますが、これらに該当しない世帯でも新型コロナウイルス感染症の影響で、ぎりぎりの暮らしを強いられている現状があるのも事実です。

このようなことから、給食費の無料化を図ることは保護者の経済的負担軽減による国見町の子育て施策の一つとなるものと考えており、ひいては少子化対策、移住・定住の促進に結びつけていけるものと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまのお話ですと、食育の重要性は十分に認めておると。ただ、保護者の負担を軽減する意味で無料化にするということだと思います。

昨年度の給食事業費の総事業費が8200万円で、一般財源として4600万円を支出しております。給食費を無料とした場合、新たな負担額が生じるとは思いますが、それは幾らになりますか。そして、その財源はどのように考えておりますか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

給食費を無料化した場合の財政負担、これは多くて約4000万円ほどではないかと考えています。三千五、六百万円から4000万円、この間ではないかと考えています。

また、給食費の無料化に対しましての国・県の補助金はございません。当然、実施の場合には町一般会計からの支出となります。限られた町一般財源の中から、どのように給食費無料化のための財源を捻出するのか、これは新年度の予算編成の中で判断をしてみたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） それで、財源については新年度の予算編成の中で考えるということですが、予算編成で精査した場合にその財源が出てこないということは考えられますか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

財源がないという場合を想定されているようですが、いろんな財源の確保の方法がございます。まずは、昨年度も好調でしたふるさと納税の実績、またこれまでも議会で度々質問がございました財政調整基金の額が適正なのかどうかといったこともございますので、そういったことを包括的、網羅的に考えて判断をしたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 様々な財源を模索するということですね。

それで、例えば給食を無料化した場合に、給食本体の質の低下が私はちょっと心配するわけですが、その辺は十分に担保されるということによろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

給食を無料化したから給食の質が低下するのではないかというご質問でございますが、そのようなことがあってはならないと考えております。

子どもは町の宝だと、常々この議会でもおっしゃられていたことは十分に承知なさっていると思いますが、子どもが町の宝であるならば、それに対してきちんと責任を果たす、それも行政の仕事だと思っております。給食費の無料化が給食の質を落とす、このようなことがあってはならないと思っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） それを聞いて安心いたしました。

次の質問にまいります。

放課後の学習機会の充実についてです。

町長は、放課後の学習機会の充実を公約に掲げておりますが、私はイメージができないのですが、具体的に対象は小学生なんでしょうか、あるいは中学生なんでしょうか、その辺についてまずお伺いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

対象は小学生なのか中学生かということですが、対象は小学生も中学生もということと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 小学校、中学校の放課後の学習機会の充実、私の考えでは放課後は部活動とか、そういうことが中心だと思うんですけども、学習面に対する充実という意味なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

放課後の学習機会の充実が学習面だけかということのお質しだと思いますが、学習を広く捉えて、要するに補充学習的なものだけという考えで再構築をしようとしているものではありません。探究的な学習などもっと広く捉えた意味で、放課後学習を充実させたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 現在、観月台文化センターの一角に学習スペースがあって、個人的に自主的に学習されている方がいると思うんですけども、先ほどの教育長の答弁ではイメージできないので、何か具体的なことは頭にないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

まず、教育改革の流れを説明させていただきます。

教育など子どもに関わることというのは、何でも学校というイメージがあるのが一般的なかと思えます。事実、子どもに関わる要望が、部活動であれ、しつけであれ、いろんなことが学校、あるいは教育委員会に寄せられています。

しかしながら、教育というのは人格の完成を目指して行われるもので、教育基本法の第13条にも教育というのは学校のみでやるものではなくて、家庭や地域社会がそれぞれの責任を自覚しながら相互に連携の下に進めるとなっています。また今、本当に変化の激しい社会になっておりまして、子どもたちにどのような資質を、どのように誰が身につけさせていくのかがいいのかということも、様々な検討が進められているところです。子どもは本当に大事な宝物ですので、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びとともに、協働的な学びなどの実現を図るため様々な改革が行われております。

学校教育では、学校教育の基本と言える学習指導要領も新しくなりました。今年度から小学校、来年度から中学校で完全実施になっております。学校での教育も当然大きなことで、アクティブ・ラーニングと言われる学び方を進めることになります。特に、子どもが個別、最適な学習の実現のために、例えばパソコンを使って1人で学習する準備も進めています。さらに自分をもっと学びたいことを学ぶ、質問したいとこ

ろはもっと深く学びたいという要望に応えていきたいと考えております。自分の学ぶ意味を考えるためキャリア教育の役割も大きいと考えております。

また、学校教育以外が社会教育という捉え方でしたけれども、学校教育を含めた一生を通じた生涯学習という考え方で学校教育も捉えていこうという流れになっております。

そこで、本町でもずっとこの視点で進めてきておりました。議員からも今、お話がありましたけれども、放課後の質問のできる自習室として、先生を置いて、観月台を学習スペースにしたり、これは強制しているわけではないので、勉強したい子どもが来て、聞きたいときに聞ける先生がいるということや、小学校のほうも自分の勉強したいことを勉強できる放課後の学び舎を設置し、具体的に進めてきました。そのほか生涯学習の立場で、わんぱく広場や、少年仲間づくり教室など、具体的に進めております。そういうことを放課後の学びということで、再構築をして整理をしていきたいと考えているところです。

前置きが長くなってしまいましたけれども、放課後の学習機会として学力の補足的な部分もしっかり行います。例えば、中学校も今まで英検学習講座や受験講座などやってきました。今度は公営塾という形でまとめていきたいと。小学生については、放課後学び舎の中でいろんなことを学べるようにしていきたいと考えております。生涯学習課で実施している子どもたちへの学習の機会も、整備、再編成をしていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

保育所、幼稚園の運営を見直して、認定こども園へ移行するようにしたいという公約があります。認定こども園に移行するという考えに至った経緯、理由をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法、これに基づき幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、就学前の子どもの教育・保育を提供する機能と保護者への子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設で、2006年に制度化されたものです。

国見町は、少子化の進行から平成24年に小学校を統合、翌25年に保育所、幼稚園を統合して、基本的にはゼロ歳児から2歳児までを藤田保育所に、3歳児から5歳児までをくにみ幼稚園にそれぞれ入所、入園することとして連携を図りながら、早期の就学前教育の充実を図ってきました。

同時に、教育委員会では認定こども園への移行も検討してきました。今後、少子化が一層進行し、子どもの成長に必要な集団生活や異年齢の交流がますます難しくなり、適切な育ちの環境の確保が困難になると予想されることから、計画的かつ段階的に認

定こども園化を図ることが適切だと考えました。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 認定こども園への移行については、少子化が進行していく中での対応策ということかと思いますが、当然移行することによるメリット、デメリットもあるかと思うんですが、それについてお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、メリットについて申し上げます。

メリットの1つ目は、子どもが減少しても一定規模の集団を確保しつつ、教育・保育の提供ができることです。

2つ目は、ゼロ歳児から5歳児までの子どもたちに一貫した教育・保育を提供することができるために、子どもたちにとって連続した保育・学びとなること、また保育士、幼稚園教諭にとっても連続した指導が可能となり、子どもたちのより個性に応じた保育・指導が継続できること。

そして、3つ目は、保護者の送迎の面からも負担軽減が図られることなどが挙げられます。

デメリットについては、子どもや保護者についてはないものと考えています。ただし、町としては、調理室、乳児室、匍匐室などの新設、あるいは改修に伴う財政負担が生じるということです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） では、次の質問にまいります。

生活困窮世帯の子どもへの就学援助についてであります。

現在の生活困窮世帯の世帯数、そして就学援助の内容についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

生活困窮世帯への就学援助につきましては、要保護、準要保護の就学援助費の支給がございます。

生活保護家庭が対象となります要保護家庭については、現在、小中学校においては対象世帯はございません。

一方、一定額の所得に満たない家庭が対象となります準要保護家庭につきましては、小学生17名、中学生18名の世帯を合計して35名が受給しており、内容につきましては、これは定額制になりますが、学用品の一部、遠足等の校外活動、修学旅行が該当する場合は修学旅行費、そして給食費については対象額全額となりますが、こちらについて補助をしているという内容でございます。

さらに、障害のある児童・生徒につきましては、一定額の所得が前提になりますが、国が給付するという形になりまして、給食費や学用品の2分の1を支給する特別支援

教育奨励費という制度がありまして、これにつきましては小学生において12名、中学生において2名が受給しているという内容でございます。

なお、今年度から幼稚園、小学校、中学校の入学時の保護者への経済的負担軽減策として、制服代相当額を入学祝い金として贈る事業を始めるとともに、中学生を対象としまして、英語検定や数学検定の受験料の半額補助について実施しています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 現在の状況をお聞きしたわけですが、現在の就学援助を拡大するという公約だと思うんですが、現時点においてはどのぐらいの援助を増加させるのかという具体的な数字がありましたらお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

国見町には、高校生、高等専門学校生、短大生、大学生を対象とした奨学資金貸付制度がございますが、貸付制度の見直しを含めた新たな制度設計を進めたいと考えているところです。

理由は、成績優秀にもかかわらず、家庭の経済状況によって希望する高等教育機関への就学を断念する子どもがいてはならないと考えたからです。子どもは国見町の宝だということであれば、その言葉の具現化の一つです。

この制度の財源については奨学基金を考えておりますが、額については今後、予算編成の中で検討を重ねて進めていきたいと考えておりますし、その内容につきましても額の増額がいいのか、あるいは貸付けの際の保証人の有無について担保するのがいいのかどうか、そういった内容についてもある程度精査をして、制度を見直したいというものであります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、町長のお話のとおり、日本は高等教育費の負担が多いと言われております。高校までは、何とかそういう進学負担ができる家庭が多いかと思えますけれども、大学生が親元を離れて生活をするとなると、進学を諦めざるを得ないという人も確かにいるかと思えます。

私は、この問題については大変重要な問題だと思っております、教育の機会均等の意味からも、就学援助をぜひお願いしたいと思ひまして、先ほどの給食費の無料化よりもずっと切実な問題ではないかと思ひますので、その辺を付け加えさせていただきます。

次の質問にまいります。

道の駅国見あつかしの郷の現況についてお伺いします。

道の駅国見は、平成29年5月にオープンいたしまして以降、来場者は順調に一定数を確保しております。経営面においても、令和2年3月期の決算は当期純利益800万円を計上しております。町は国見まちづくり株式会社に指定管理料を出して

おりますが、基本的な考えについてお聞きいたします。

まず、令和2年3月期の決算内容についてであります。売上げが6億3800万円、売上げ総利益2億2100万円、営業利益はマイナスの2300万円となりましたが、当期純利益は800万円を計上しました。

引地町長は、オープン当時、総支配人として大変なご苦労があったかと思いますが、決算状況を踏まえてどのように感じていらっしゃいますか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

国見町が、各界各層の方々の意見を聞きながら、東日本大震災と原発事故からの復興のシンボルとして設置した道の駅が、町民の皆さん、地域の皆さん、関係者の皆さんの支援の下、有効に活用され、そして運営する国見まちづくり株式会社によって順調に経営されていることは、一時期運営に携わった者として、2年目以降の担当者、関係者の相当の覚悟と意地、そして努力があったものと思います。彼らは、この引地がなし得なかったことを成し遂げました。心から敬意を表します。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響など厳しい側面もありますが、引き続き町民の皆さんをはじめ、多くの皆さんに利用され、喜んでいただける道の駅として、そして国見まちづくり株式会社はその設立の趣旨を踏まえながら順調に成長していけるよう、町として、そして株主として対応していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 道の駅の運営に関しましては、国見まちづくり株式会社が指定管理者として経営をしております。先ほど純利益800万円を計上と申し上げましたが、営業利益が2300万円のマイナスで、その当期純利益の数字は町の指定管理料2483万6000円、ほか雑益も含めましてあるわけですし、この金額があって利益を計上したといっても、私は事実であると思います。指定管理料の一般財源からの支出については、今回もふるさと振興基金からの繰入れだと思っておりますが、それでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えします。

ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと振興基金に積み立てて、あとは地域の振興のために使うということで、指定管理料につきましても、これまで全てではないと思いますが、そういった基金を使っているということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） この指定管理料については、町と国見まちづくり株式会社の毎年の協議で決定すると聞いておりますが、それでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） 指定管理料の大部分は、ふるさと振興基金から支出しております。ふるさと納税は、基本的に金額が毎年定まっているわけではありません。今後、減少することも考えられることでもあります。

そうしますと、当然、一般財源に食い込んでくるということですが、2400万円支出していますが、この金額は毎年協議するということではありますが、この金額が変更され、減少するということが十分あり得るのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

指定管理料の積算の根拠については以前にもお話をしているかと思いますが、道の駅の公共的な部分、それらに係る光熱水費とか、観光案内所的な側面も持っていますので、そういう部分に係る人件費などを協定に基づいて負担割合を設けて支出するという形になってございます。

現在、町としましては2500万円を上限にということで予算措置しておりますので、例えばそれらかかった経費が2500万円を下回るということになれば、当然そのかかった分の金額ということになり、金額が減少するということもあり得ると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） 次の質問に入ります。

道の駅の運営体制についてお聞きしたいんですが、道の駅国見は大震災からの復旧の拠点として重要な役割を果たしてきました。県内有数の規模を誇り、来場者も安定しております。年商6億円以上、1日の売上げ200万円、来場者4,400人は立派な数字だと思います。

ただ、この立派な数字が逆に経営の効率を難しくしている面もあるのではないのでしょうか。毎年、町が多額の指定管理料を投入することを考えれば、経営のノウハウを持った民間の力を導入するという選択肢もあるかと思いますが、所見をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

国見まちづくり株式会社は、代表取締役の退任に伴い、12月9日に臨時株主総会を開き、後任の取締役は農業生産法人の経営者であり、国見まちづくり株式会社前取締役の朽木勝之さんを選任する議案が提出され、株主である国見町はこれに同意をしたところです。その後の取締役会において、朽木さんが代表取締役に就任したとの報告をいただいております。町としては、民間出身の代表取締役として、今後の運営に大いに期待をしているところであります。

一般的な道の駅の管理運営については、自治体の直営、自治体が出資する、いわゆる第三セクター、民間事業者への委託、民間事業者の直接運営など様々な形態があり

ます。国見町は、道の駅の開業にあたって検討の結果、設置者である町の意向が最大限に尊重されるよう、町100%出資による株式会社での運営を選択しました。この管理運営の場合、出資者である自治体の意向が尊重されるというメリットがある一方、経営効率の面では民間経営に比較して劣る部分があることは否めません。

しかし、国見まちづくり株式会社のような地域貢献を目的とする会社においては、地域的な課題に取り組むというソーシャルビジネス的な側面も要求されます。このことから、一概に経営効率ばかりで判断すべきではないと思っています。とはいえ、株式会社である以上、最低限、利益を生み出すという命題もありますから、株主である町は、経営効率も求めながら会社設立の本旨を実現できるよう引き続き連携しながら、議員ご指摘のとおり、経営のノウハウを持った民間力の導入についても必要に応じて協議していくこととします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 以上で私の質問を終わります。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） まず初めに、引地町長、就任おめでとうございます。私も今回、補欠選挙により議員になりましたので、町民の目線で質問いたしたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

町長は、町、議会、町民の新しい連携により行政を進めると公約していますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1つ目として、高齢者の健康づくりについてであります。

町長が考えるまちづくりの基本理念「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」のまちづくりの6つの目標について、「健康と医療の連携強化。健やかに暮らせる国見町」とあります。現在、65歳以上が高齢者と言われており、10月末現在、町の人口は約8,846名に対し約3,600名の約42%が高齢者と言われております。この数は、県北地方では最も高い率と報じられています。5年後の2025年には、

団塊の世代が全て75歳以上となります。高齢者の健康維持は、医療費とともに切り離せない問題と思っています。その上で、高齢者の健康づくりについて伺います。

1つ目としまして、町内には町民が利用できる町の施設として、観月台文化センターや各地区に中央集会施設があり、さらには総合運動施設として上野台運動公園があります。それらの施設に、高齢者が気軽に体力づくりに利用できる設備がどの程度あるか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 5番山崎議員のご質問にお答えをいたします。

体力づくりに利用できる設備はというお質しでございますが、グラウンド、体育館、テニスコート、屋内運動場、また軽運動室などがございますが、特に利用者が高齢者向けに設定をした設備はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の質問にあるとおり、高齢者の中には元気な方もおりますし、健康づくりは様々だと思っております。参考までに、私も健康維持のためにスポーツジムに通っておりますが、私の体験からすれば、楽しく運動ができる効果は大であると思っております。屋内では、スポーツジムにあるようなランニングマシンとか、筋力トレーニングマシンのような設備や、屋外でのスポーツとしてはグラウンドゴルフなどの設備が近隣の町にできておりますが、これらについて町としてどのように考えているか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

スポーツジムにあるような運動器具、あるいは設備というところのご質問でございますが、確かにご指摘のように、運動器具があることで体力づくり、あるいは健康づくりに効果があるということについては間違いのないものと考えてございます。ただ、運動器具がなければ体力づくりや健康づくりができないということでもないと考えてございます。

実際に、高齢者の方が参加をしていただいております通いの場におきましては、ジムのような器具はありませんが、その効果は出てございます。また、若い世代の方が参加をしている健康運動教室におきましても、ヨガマットを利用しますが、それだけで特別な器具は使うことがございません。それでもメタボの解消や筋力アップなどの効果が出ています。器具としては、あれば良いと考えてございますが、実は運動の習慣化が最も大切なことかなと考えてございます。そのための仕掛け、工夫が大切だなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、2つ目の質問に入ります。

現在、日本は少子高齢化社会であり、国見町も例外なく人口が減少しております。

10年後には約7,000人台、また20年後には6,000人台から5,000人台にまで減少していくのではないかという推計もあります。

そこで、当町の65歳以上の高齢者は、現在何人程度介護施設に入居しているか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

介護保険における施設サービスの利用者でございますが、この施設サービスの部分でお答えいたしますが、9月現在で特別養護老人ホームに92人、介護保険老人保健施設に32人、介護療養型医療施設に1人、認知症対応型グループホームに18人、地域密着型特別養護老人ホームに28人、合計171人が入所されております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それに引き続き、要介護認定者は介護度別にどれだけいるのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

要介護認定者の介護度別の人数でございますが、要介護認定者は65歳以上の方が原則ではございますが、要支援1の方が53人、要支援2の方が75人、要介護1の方が107人、要介護2の方が164人、要介護3の方が96人、要介護4の方が108人、要介護5の方が101人、合計で704人となっております。

なお、この数字については、10月現在ということでご理解をいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、65歳以上の方は3,650人いるとして、要介護認定者704名で割り算しますと、約19.1か2くらいになると思います。そうしますと、65歳以上の人は5人に1人ぐらいが何らかの疾患を持っていると思いますが、この数字というのは国見町以外の市町村、福島県で結構でございますけれども、どの程度の位置なのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定率が19.1%前後というところで、この認定率が県内でいうと、どのぐらいの位置なのかというところでございますが、県内の平均よりちょっと低いという認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、3つ目の質問に入ります。

直近の国民健康保険加入者、65歳以上ですけれども、1人当たり町が負担する医療費と、今後の伸び率はどの程度伸びていくのか、逆に下がっていくのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国民健康保険の被保険者で65歳以上の方、国民健康保険は74歳までですので、65歳から74歳までの方ということになりますが、この医療費につきましては平成30年度で1人当たり38万2000円、令和元年度で1人当たり40万9000円となっております。また、この2カ年度間の伸びが5.4%となっております。

今後の推移というところの部分でございますが、1人当たりの医療費につきましては、これからも伸びていくだろうという想定をしております。ただし、総額の医療費につきましては、国民健康保険の加入者が減っているということがございますので、総額の医療費については減っていく傾向にあるかなど、そんなふうにご考えていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁に対して、65歳以上の高齢者の負担は三十四、五万円から40万円くらいだという話もありました。これは当然、特別会計なんだろうけれども、約十二、三億円、国見町の方が65歳以上で使っているという計算になります。

平成30年度の資料によれば、75歳については1人当たり、福島県として約83万円だそうです。国見町は、約七十四、五万円という計算になっておりますが、原因として、なぜこんなに高いのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 高齢になるに従って医療費が高くなっているということについてのお話しだと思いますが、平成30年度の医療費の部分で、県内の国民健康保険の1人当たりの医療費の額が手許にございます。50歳台については37万円ほど、60歳台については41万円ほど、70歳から74歳については52万円ほど、さらにその上の75歳以上になれば、70万円程度の1人当たりの医療費ということになってございます。

この要因というお話なんですけど、今、問題になっておりますのは、やはり生活習慣病による部分が多いと考えてございます。何がそうするのかというところは、やはり若いうちからの生活習慣、それが年を取るとともに病気となって発現をして、重症化する方が多くなってくれば医療費も多くなってくるところが大きいかなど、そんなふうにご考えてございます。また、今、国民健康保険で医療費の適正化に向けて取組を進めてございますが、その中での取組は大きく2つございます。

1つは、CKD、慢性腎臓病、それと糖尿病性腎症、この2つの病気の重症化を抑制するということが医療費の抑制にとっても大きくなると言われてございます。この2つの病気が重症化しますと、人工透析に移行してしまうということになります。人工透析の場合ですと、1か月当たり50万円から60万円の医療費がかかることとなりますので、1年間で600万円ほどの医療費がかかるということになります。それを少しでも重症化しないようにという取組を進めているところでありますので、その

ようなところがやっぱり原因としては大きいのかなと、そんなふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今、健康問題についていろいろお話ししていただいたのですけれども、我々が健康で長生きすれば、先ほど言った数字の12億分の1、約1200万円くらいが別のほうに使えるのではないかと思われまますので、その辺も次年度の予算編成でいろいろ検討していただければと思っております。

4 番目に入ります。

健康維持のため、町では町民に対し、現在、通いの場や百歳運動等を奨励しておりますが、年間の専門トレーナーによる指導はどの程度行っているか伺いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

通いの場で行っておりますいきいき百歳体操につきましては、椅子とDVD、それとおもりがあれば誰でも簡単にできるということから、初回のみ公立藤田総合病院の理学療法士、あるいは作業療法士をお願いをし、2回目から5回目までは町職員が指導をしております。6回目からは、自主的な活動ということで移行しますが、その後のフォローアップとして、三、四カ月に1回ほど町職員が指導しております。

また、初年度の指導回数はトータルで8回程度になります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、5 番目の質問に入りますが、いろいろ今お話ししてきましたように、健康維持と医療費問題は切り離せないことであります。この健康指導による費用対効果を一概に評価することは、大変難しいとは私も思っていますが、我々町民にどのようにして徹底していただくか、どのようにして見える化を図っていくかというのをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員のお話にもありましたとおり、費用対効果のところについては大変難しいかなと考えてございます。健康指導、体操、あるいは通いの場による費用対効果、これのデータについては町では今、持ち合わせてございません。ただ、医療費の増加を抑制する、抑えるために取り組んでおりますのが、健康診査とかがん検診などの受診率の向上、さらには各種検診によって数値等の異常が見つかった方への医療機関への受診の勧奨、またメタボ、高血圧、血糖値などに異常がある方への訪問指導、保健指導に重点を置いています。このほか重複頻回の受診の方、あるいは多剤処方、いわゆるお薬が多く処方されている方、重なっている方などへの訪問指導を行っているところでございます。

さらに、近年重点化しているのは、先ほどご答弁を申し上げましたCKD、慢性腎炎、あるいは糖尿病性腎症の重症化予防ということになってございます。

なお、運動、筋力トレーニングを含みますが、これと医療費の関連につきましては様々な知見が存在し、運動を習慣化している対象群と習慣化されていない対象群の医療費総額、これを比較した場合については、運動を習慣化している対象群が医療費の総額が低いということを示すデータ、報告は多く出されておりますので、一般的にエビデンスとして確立していると考えて良いかと思っております。

では、どのぐらいの医療費の抑制効果があるかという点なのですが、これ様々な条件設定がございますので、一概には言えないというのが本当のところかと考えてございます。では、どうやって医療費の抑制の効果を上げていくかというところになりますが、今ほどの検診等の受診率の向上もありますし、保健指導もございますが、やはり運動による部分というのも大きいと考えてございますので、いかに習慣化をしていただけるかというところが一番かと考えてございます。

通いの場につきましては、今はいきいき百歳体操を行っていただいております。このいきいき百歳体操は、60歳から90歳までの幅広い方々に自分の体力に応じて負荷をかけることができる、さらにはトレーナーがいなくてもDVDを見ながら運動をすることができるということで、平均的な運動をきちんとお一人お一人に合わせてできるというのがメリットだというふうに考えてございます。このようなことを仲間と一緒にやるということが習慣化には一番良いかなと考えてございますので、これからも少しずつではありますけれども支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 同じような質問になるかもしれませんが、当然、国見町は一生懸命やっているよという答弁なんですけれども、近隣の市町村はどのような取組をしているか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

私どもで高齢者の介護予防、あるいは健康づくりで取り組んでおりますのは、今お話をいたしました通いの場も含めて、いきいきサロンであったりとか、高齢者の居場所づくりであったりとか、様々な取組をしております。観月台文化センターで行われています生きがいデイサービスもその一つと考えてございます。

他の市町村とのお質してございますが、桑折町、あるいは伊達市についても、おおむね同様の取組がなされていると認識をしております。あとは、その取組をいかに定着させるかというところの仕掛けといいますか、工夫といいますか、それぞれが各町で工夫を凝らしていると認識をしていただければいいのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、6 つ目の質問に入ります。

先ほど、町が実施している健康維持のために積極的に関与をしていることについては、大変ありがたく思っております。しかし、現在、指導する側のトレーナーもだんだん高齢化し、各グループごとにトレーナー不足に悩んでいます。健康維持のため、週2回程度、外部の専属トレーナーを活用して定期的な運動指導や、各地区にある施設を充実させ、運動設備を導入することにより、誰でも気軽に健康づくりができる体制にすべきだと考えます。

健康は医療費と一体です。そのため、医療費の低減もさることながら健康維持が大切だと考えております。その辺をどのように思っているか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

議員がお考えになっているその形態というのは、スポーツジムのような機能を有している施設と理解してお答えをいたします。

若者から高齢者、これも比較的若い高齢者でございますが、そういった方々の健康づくりという視点で考えてみますと、とても興味のあるご提案だと思っております。

実際、町においても、平成26年に旧小坂小学校で介護基盤安定化基金事業を活用して改修を計画した際には、運動器具の設置をというご意見もございました。また、平成29年に敬老祝い金の見直しを検討した際にも、運動器具による健康づくりが検討されております。いずれの場合も、設備設置の費用と資格を持ったトレーナーによる指導が欠かせないという、それに係る経費、つまりコスト的な理由から断念をした経過がございます。

ただ、ご指摘のとおり、高齢化がさらに進むことを考えたとき、健康づくりのための運動の機会、あるいは運動機能の充実の必要性は大きいものと考えています。改めて、公設民営、あるいは民間との連携協力、また介護予防事業での対応や設備導入、その後の維持費用の経費の低減化策など、こういったことを含めて可能性を検討していくこととします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 次に、今後の国見町が発展するための方策について伺います。

東北自動車道が昭和62年に全面開通しまして、今年で約34年が経過しました。国見インターチェンジはそれより早く開通し、約半世紀前になります。当時、我々は、インターチェンジの開通を町民を挙げて喜んだことを大変覚えております。当然のごとく、インターができれば物流の拠点として町に大きな倉庫や工場が建設され、多くの町民が働く場所を提供され、町全体が潤うのではないかと期待しておりました。しかし、残念ながら多くの工場などは隣町に誘致され、今でも国見インターの開通による恩恵は少ないと思います。今後、国見町が発展するための方策を何点か伺いたいと思います。

1 つ目として、現在、町の工業団地に、5人以上の工場等が何社くらいあるか伺い

たいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町内には、山崎工業団地と小坂インター周辺の小坂工業団地という2つの工業団地がございますが、令和元年度の工業統計調査によりますと、山崎工業団地が8社、小坂工業団地が6社ということで、計14社となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、町内で農業、商業、工業などの法人は何社あるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町内の法人数ということでのお質してございますが、農業関係法人が8法人、商業関係が120法人、工業関係が67法人で、合計195法人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それらを加味しまして、町内での就業率、この195社で働く人の労働人口は約何%になっているか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町民の方が町内の企業へ就業している割合というお質しかと思いますが、平成27年の国勢調査のデータになりますが、人口が9,512人に対しまして、労働可能な能力を持った方、つまり労働力人口でございますが、その人口が5,038人、そしてその中で実際の就業者数、町内外問わず、その方々が4,784人、そしてその中で、自宅以外で町内に就業する人は1,247人になっていきますので、それを労働力人口で割り返しますと、24.8%という数字になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 労働人口については今お答えになったように、24.8%ということですが、町内と町外の賃金の差額がよく言われておりますけれども、町内の就業者の賃金を100としましたらば、町外での就業者の賃金は100に対して高いのか安いのか、何%くらいなのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 賃金の水準については、多分、統計上は出ているかと思いますが、市町村ごとの統計というのは、承知してございませんので、数値的には後ほど確認させていただくということでご了承いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今の質問については、国見町の働く人の立場と、ほかからお金を持ってきて、国見町に税金を払うという観点から、ぜひ調べていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 統計データを確認してみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、4つ目の質問に入ります。

来年春には、東北自動車道から伊達桑折インターを通過して直接相馬方面に開通し、その周辺にはイオンタウンや工場、倉庫などが誘致されると報道されています。

報道によれば、東北地方でも相当大きな規模と言われています。約3年前に道の駅国見あつかしの郷が誕生し、多くの来訪者がありました。町のにぎわいの場としては一定の評価はしております。しかし、イオンタウンができるとなると、2年後、3年後、道の駅も飲み込まれていくのではないかという懸念があります。

町長の公約にも「攻めの施策を展開し」と記載されております。当然、これらも見据えてのことと思います。これをチャンスと捉えて、企業誘致などの方策を講ずるべきと思いますが、町長としての方策はあるか否か、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、企業誘致に取り組むにあたっては、その適地となる用地の確保が前提となります。比較的大きな土地を必要とする工業用地や小規模でも良い事業所用地など、いずれにいたしましても町で所有している用地はございません。また、既存の工業団地についても既に活用されており、市街化区域内にまとまった用地を確保できるような状況にもございません。

一方、企業誘致は景気動向に大きく左右され、財政基盤の弱い小さな町では大きくリスクとなることもあります。また、都市計画法上の課題や優良農地の確保などの観点からも、現時点では町が工業団地を開発して分譲するような企業誘致の手法はなじまないと考えています。

しかし、一方では、年に数件程度ですが、事業者や県などから、町内での事業所用地などの確保の可能性についての照会があることも事実でございます。都市計画法上の法的規制の課題も含めながら、個別具体的に対応している現状です。

よって、このような事業者からの申出や県のあっせんなどによる事業所用地などの確保、分譲などは、個別のケースにより今後もこれまで同様に対応していく必要はあるものと考えています。いずれにしても、企業誘致は景気動向や事業者の意向もあることですから、国・県、これらと情報交換を密にしながら、機会があればそれを逃さず誘致につなげていくという考えで対応していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今の町長の話のを要約しますと、大きな工場は土地がないからできな

い、何かあったら工場などはすぐ去っていくのでメリットがあまりないと、こういうふう集約されると思うんですけども、これではなかなか町の発展というのは、町で働く人も含めて見いだせないかなと思うんですけども、その辺をもう少し詳しくご説明していただきたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

大変厳しい答弁をしたと私も考えてはおります。ただ、現実的に今、この国見町で大規模な工業団地を造成するという力はなかなか持ち得ないと考えています。また、このコロナ禍の経済状況の中で、大きな工場、あるいは事業所を国見町に誘致をするという、その条件もなかなか調わないと考えています。

それでなくても、このコロナ禍の中でリモートワークという、業種にもよりますが、そういった働き方も出てきております。であれば、工業団地、あるいは工業用地がない国見町では、逆にそういったパーソナルな企業を誘致ということではないんですが、人を入れ込むという、そういった方策もあり得ると考えています。重厚長大な、いけいけどんだんの経済が右肩上がりの時代であれば、確かに議員おっしゃるような大きな企業、あるいは大きな事業所を誘致するということもあり得ましようけれども、現時点ではなかなか難しいのではないかと。であれば、小さな、1人でも事業所ができるような時代でもあります。そういった方々を逆に国見に入れ込む。当然、町内にある空き家の活用の一つの方策にもなるのではないかと考えています。そういったことを考えますと、現時点ではやはりなかなか難しいかなという思いはあります。

また、都市計画法上の問題もこの国見町の課題の一つでもあります。工業団地をなかなか造成できなくしてしまっている、そういった縛り、それも今、始まったことではないんです。随分昔から、その規制にこの国見町はとらわれているといったところもございまして、本当に重層的に考えないと、大きな工場を持ってくる、事業所を持ってくるというのは現時点では難しいかなと考えています。

確かに、消極的な答弁になってしまいますが、逆に現時点でのこの状況をきちんと見極めて、ただチャンスがあれば引き込むという、その意志はきちんと持ちながら様子を見たいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 以上で私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後 1 時まで休議いたします。

(午前 1 1 時 5 3 分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

(12番浅野富男君 登壇)

12番（浅野富男君） 令和2年第8回定例会にあたりましての一般質問であります。

今後のまちづくりについて尋ねたいと思います。

自治体の仕事は、福祉の増進に努めることにあると思っております。命が大切にされ、安全・安心が行き届き、その地に住み続けることができる環境が幸せに暮らせる条件の第一ではないかと考えております。

社会福祉は、弱い立場にある部分について社会的に支え合うことでもありますが、現状では全てが充実しているとは言えない状況であると思っております。特に、高齢者、子ども、とりわけ子育て世代は社会的に苦勞が大きい層ではないかと思っております。

本町では町長選挙が行われ、当選されました引地町長の下でまちづくりが進められていくことになりました。新型コロナウイルスについては、十分な対策が必要でありますけれども、今後進められる主な施策について尋ねてまいりたいと思います。

1番目に、まちづくりということでは、歩いて暮らせるまちづくりとよく言われることがあります。身近なところで暮らしに必要な生活用品が調達できることを意味するものと思っております。高齢者にとってはなおさらのことです。年齢を重ねますと、自動車の運転もままならぬことになり、遠くに出かけての買物は難しくなります。まちづくりは、このような視点での施策も必要と考えておりますが、このあたりについての考え方はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくりの視点とのお質しでございますけれども、まず2つあると思っております。ソフト面、ハード面ということです。

国が進めている、国といたしましても国土交通省でございますが、国土交通省が進めている施策としては、コンパクトシティというのがございます。これは市街地に住居を集約し、全ての公共インフラを合理化していくという視点での政策でございます。しかしながら、国見町は議員ご承知のとおり、農業の町でもございます。全てが市街化区域に居住することにも無理があることは事実でございます。

そこで、必要となってくるのが公共のインフラということになります。1つは、移動に必要な道路の整備、ハードですね。そしてもう一つ、手段としての交通機関の整備ということになるかと思っております。

議員もご承知のとおり、現在、商工会で運営をしておりますまちなかタクシーがその手段の一つとなっていることは事実でございますが、そのほかにも病院バスや、各福祉施設が運行する交通機関、タクシー、あとは福島交通のバスがございます。

現在、そのような複数の交通手段を総合的に用途に合った形で見直していくために、9月議会でお認めいただいた予算で、公立藤田総合病院を核とした新たな交通サービス、M a a Sの実証実験を行っているところでございます。

この実証を踏まえた上で、国見町のスケールに合った一体的な交通手段、その整備が必要であろうと考えております。将来的には、デジタルトランスフォーメーション、DXという今はやりの言葉ですが、そういったものを活用してスマホなどから簡単に予約ができて、人を運ぶだけではなく、さらには生活必需品を運んでいたり、あとは病院との連携ではございますが、看護師が出向いて医師はリモートで診察できるようなシステム、そういったものを総合的に双方向の利便性を高められるようなシステムを構築していくことを期待しているところでございます。

したがって、コンパクトシティにつきましては、都市機能の集約化を図るという意味では一つの政策として進める一方で、議員お質しのように、暮らしを守り、暮らしの質を高める、そういった方向性のために未来型の便利で安全な公共交通の実現に向けて、鋭意検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） コンパクトシティというお話でありましたけれども、歩いて暮らせるまちづくりという中には、日用品をどのようにして調達できるかという視点も必要かと思えます。

今、ハードの面で道路、あるいは交通機関の整備ということはありませんけれども、特に交通機関については、今、試行をされております事業について、そのうち結果が出るんだろうと思うんですけれども、これは確かに大事なことだと思うんですけれども、日常的に暮らすという意味において、コンパクトシティでそれが実現できるのかどうかというのは、非常に疑問が残るところであります。ですので、日常の必需品を調達できて、いつでも行けるという視点では、どのようなことになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えをいたします。

確かに、議員おっしゃることはごもっともだと思います。そういった意味では、昔よくありました移動販売、最近そういったスタイルで始められている業者もございます。あと、以前から、恐らく生協さんとかJAさんなんかもやっていますし、そういったものを含めて宅配できるものについて、こういった形で集約化できるかといったものは、道の駅も含めて、国見町全体としてこういったスタイルがいいのかも含めて検討させていただきたいと思っていますし、現在行っているM a a Sの実証の中でも、病院からやっぱりお買物をしたいという方もいらっしゃいます。そういった経路をしていく方法についての費用負担の問題とか、時間の問題とか、進め方等についても、実証の中から意見を吸い上げてやっていきたいなと思っていますし、決して無料にしてくれという話ではないと、アンケートも取っていますけれども、お金を払ってもそういった何カ所か回るような方法、あとはそれとは別に、お届けできる

方法についても、国見町にある業者も含めて、あと商工会も含めてですけれども、一方の面では、そういったものを集約化できるような方向で検討を進める必要があるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 移動販売というお話もありましたけれども、具体的な話かなと思います。いずれにしても、今後展開される中で、こういった考え方も含まれた上で検討していくと理解したいと思います。

2 番目について質問いたします。

報道によりますと、伊達市堂ノ内地区に超大型店の出店計画が取り沙汰されておりますけれども、このような計画については地域経済にも支障を来し、安心して暮らせるまちづくりと共存することは難しいものではないかと考えておりますけれども、このあたりについての町の考え方等はいかがなものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

伊達市堂ノ内地区におきます商業施設計画についてのお質しでございますが、現在、伊達市におきまして、関係法令にのっとり開発に向けた地区計画が進められているものと認識しているところでございます。

そのような状況におきまして、大型商業施設の店舗面積等、詳細な内容が正式に示されていない現状におきましては、その影響につきましては一般論から申し上げさせていただきますたいと思います。

まずは、既存店舗への影響でございますが、郊外への商業施設出店によります消費者行動の様々な研究結果によりますと、日常的な食料品等の購入は近隣の店舗が買物対象となつてございまして、消費者の行動パターンに基本的な変化は見られないとの知見がございます。

よって、直接的なマイナス要素があるとは、必ずしも言えないのではないかと現状では考えているところでございます。

また、商業施設の集客力を考慮した場合におきましては、例えば生産者の新規市場の開拓であったり、新規雇用の機会も期待されること、さらに間接的には商店街、道の駅などへの集客も見込まれるなど、プラスの要素もあるのではないかと現状では考えているところでございます。そういった商機を逃さない、的確な戦略の展開というのも今後必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

一方で、少子高齢化社会への対応、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりへの取組が現在求められております。議員が危惧されますとおり、郊外への商業施設立地により、将来的に中心市街地の衰退などを招くことのないようなまちづくりの施策に取り組むことも重要であると認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、町としましては、今後、大型商業施設計画が進展し、詳細な計画が示された場合におきましては、その影響等につきまして慎重に推しはかり

ながら、県北地域全体の発展となるよう近隣市町とさらに連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 2つほど質問したいんですけども、まず1つ目ですけども、この地区計画が出来上がった時点で、地区計画に対する近隣市町として、こういったことに対する意見等は、この地区計画段階では求められることはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

今、進んでおります地区計画について説明申し上げますと、現在、堂ノ内地区は市街化調整区域でございまして、開発が抑制される区域でございます。そこを開発するという場合は、都市計画法で定められた地区計画を定めるということでございまして、その地区計画の策定にあたりましては、その地区の特性にふさわしいまちづくりのための計画、それは市町村がそれぞれ定めて決定できるという、市町村の裁量によりまして決定できるということでございます。それに対して町としましては、ほかの市町村のつくるまちづくりに対しては特に意見と申しますか、そういったものは特にございませんが、ただ今後の計画が大事だと思うんですね。

その地区計画によりまして、今後進んでいく商業施設という報道がございしますが、そういったものの推移を注視しまして、県北地区全体での地区の発展ができるような計画に今後していくように、伊達市を含めて、連携を取って進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 先ほど言いました2つのうちのもう一つなんですけれども、消費者行動ということでの答弁がありました。食料品の調達については、本当に近くでできる状態にあるんですけども、そのほかのもの、例えばかばんとか靴、そういったものについて購入する場合は、なかなか近隣ではないという状況が現状にはあるのではないかと思います。町の商店街が少なくなっているということもあるかと思えますけれども、その現状との関係で、この大型店がもしできることになればということが危惧されるわけでありまして、そうした場合について、地元の商店街をどのように活性化させるかということと、消費者動向との関係で、そっちのほうに流れていくのではないかとと思われるんですけども、そのあたりでの考え方をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました消費者行動のパターンということで答弁させていただきました。まず、日常的な買物は当然食料品であったり日用品的なものについては、いろいろな調査結果によりまして、地元での消費をしている。そのほかのもの、例えば衣

料であったり、バッグであったり、靴、アクセサリ、そういった日常的な買物には及ばない、買物の回数的には少ないものは、当然、大型店舗のほうへ行くという行動パターンでございますので、商店街との競合、そこがどこまで競合するかという問題もでございますので、それにつきましては今後、具体的な商業施設の面積、店舗、テナントの内容、そういったものも示されると思いますので、今後示されます計画を精査しまして、今後その対策等については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） いずれ我々も年を取るということで、先ほども言いましたけれども、車で行けるうちはいいんですけれども、車が使えなくなると、遠くまで出かけるのは難しいということもありますので、そういった視点でこの問題を考えていただければと思っております。

次の質問です。

少子化が叫ばれてからしばらくたっておりますが、このところ、その対策として、子育て支援に力を入れている自治体が増えていきます。子育てで大変と言われていくのは、お金がかかることと言われております。

保護者の負担を少しでも少なくすることが行政の仕事と思われましても、近年では、学校給食費について補助を実施している市町村が増えております。本町で、これからはどのような見通しになるか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

経済的なゆとりのない生活困窮世帯の家庭を対象とした就学支援につきましては、先ほど要保護、準要保護世帯への就学援助策があること、さらには子育て支援として、経済的負担軽減策として今年度から入学祝い金の制度を新設したことなど、佐藤定男議員のご質問でお答えしたとおりでございます。

教育現場を取り巻く環境については、目まぐるしく変化しております。国見町の将来を担う子どもたちの教育環境の充実を図ることは喫緊の課題と認識しており、特に学校給食費についても先ほど町長が答弁したとおり、子育て支援の一環として、給食費の無料化を実現できるよう財源の確保に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この件については、平成28年12月、そして平成31年3月に町に質問しておりましたが、先ほどの8番議員への答弁、そして今の答弁から大きく前向きに進むかなと考えております。財源も大変だろうとは思いますが、子育て支援という観点から見た場合に、ぜひとも進めていただければと思っております。

4番目であります。

低年齢の子どもについての送迎の課題もあります。保育所、幼稚園、小学校と本町にはそれぞれ1つだけの施設になったわけでありましてけれども、送迎の課題は避けて通れない課題と思われまして。スクールバスが運行されておりますけれども、効率性や利便性など常に検討を加える必要があるのではないかと考えられます。この点については、町の考え方はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

保育所、幼稚園の園児につきましては、保護者により適切に送迎されており、現時点では大きな問題はないものと認識しております。

小学生につきましては、小学校の統合時において旧藤田小以外の児童についてはスクールバスによる送迎としたところですが、改善を図るために3年ごとにコースやバス停、経費等について国見町スクールバス運行検討委員会で協議、検討しており、現在の体系につきましては昨年度に決定した内容となっております。

しかしながら、急速に進む少子高齢化の対応、これから検討される交通体系、先ほど企画情報課長からもM a a Sという実証実験の話もありましたが、総合的な移動サービスの構築の中で、児童の安全を第一に、今後とも適宜検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この送迎の問題で、特にいろいろ聞いておりますところについては、停留所の問題ですね。近くなのに、遠くのほうに行って乗り降りしなければならないというところが課題として挙げられると思います。この3年ごとに開かれる委員会、当然そういった意見も出ているんだろうと思うんですけども、もうちょっときめ細かな停留所にするとか、そういった形で利便性を高めるという考え方、特にこの停留所の問題というのは、どういうことで決定しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

停留所につきましては、やはり何か所も置くということになりますと、時間の関係もありますし、子どもたちの健康面の関係もあり、さらには安全性の関係もありますので、現在の6コース、さらには既定の停留所と考えております。特に先の検討委員会では保護者も含めて、さらには地区の方も含めて、いろんな角度から検討させていただいたということで認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 一番問題なのは、時間との関係かなと受け取ったところでありましてけれども、保護者との話し合いが十分なされた上で決定されていると思うんですけども、それでもいろんな問題がちょっと寄せられる場合もありますので、慎重にお酌み取りをいただきまして、このあたりは決定していただきたいと思っております。

5番目の問題です。

町の周辺部については、基幹産業であります農業地域でありますことから、このことに対する支援は大変重要であります。地域として成り立つような支援も必要であります。地域を構成する人の年齢が高くなり、各種の作業や組織にも支障を来しておるような状態であります。若者が定着できる環境と過疎化を防ぐ対策は重要な課題であることから、これからの進め方はどのようになるかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

地域を維持する方法の一つは、若者の移住・定住を進めることだと思います。そのために必要なことは、移住・定住後に彼ら、彼女らが安定した所得が得られるかどうかだと思っております。

農業が基幹産業の国見町であれば、農業に活路を見いだすべきだとも思います。農業の法人化、これによる安定した農業所得の担保であろうと思います。所得確保の不安を払拭する態勢づくりが、まずは重要だと考えています。

また、兼業農家として農業に従事することも選択肢に加えるべきだと思います。小規模の農業であれば、町内外に勤務先を見つけ、兼業で農業を営むことも可能だと思いますから、そのような受皿づくりも進めていく必要があると思います。

一方で、農業に従事する労働力の確保も喫緊の課題です。少子化によって、圧倒的に若い労働者が減少しております。特に、農業の後継者不足は深刻で、これに対応するため外国人技能実習生など、これらの導入も視野に入れながら、安定した農業経営の礎を築く必要があると考えています。

既に、工業や農業に従事する町内に居住する外国人のネットワークづくりと語学学習について、福島県国際交流協会と連携をして実施をしているところであります。外国人労働者が働きやすい環境基盤を整えることも基幹産業の農業を維持、発展させるための方策だと考えています。また、移住・定住の際に必要な住居については、空き家の有効活用も視野に入れた方策としたいと考えています。

移住・定住策と同様に大事なこともあります。それは今、国見町で農業に携わっている若者たちへの支援です。原発事故で完膚ないほどまでに打ちのめされた国見町の農業を、彼らは見捨てませんでした。彼らの作る農産物、その農産物を通して作る喜び、あるいは売る喜び、そして食べてもらえる幸せ、これの充実を後押ししたいと考えています。

そして、農業ビジネス訓練所の機能強化も必要だと考えています。消費動向に詳しい2つの農協、専門の知見を持つ農業普及所、農業総合センター、域学連携協定を結んでいる福島大学、桜の聖母短期大学、これらと良好な関係にある町は、彼らと一緒に農業後継者の育成に特化した積極的な施設へと変革をすべきだと思っております。

以上、これからのまちづくりについて考えを申し上げ、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） つい最近も、農業は俺らの時代で終わりだという話が聞こえた

ころなんですけれども、やはりそこに魅力がないといいますか、それで農業を続ける意志が持てないのは、町長が言われたとおり、所得かなと思われるんですね。この所得を上げることで、魅力ある地域づくりが必要なのではないかと思います。これまでも農業の施策、いろいろやってはきましたけれども、それでもなかなか止まらない状況の中で、今いろいろお話がありましたけれども、この所得を上げるというところに絞った場合については、どのようなことで展開されていきたいと思っておられますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

農業の所得をどうしたら上げられるのかというお話でございますが、農業の場合に2つのやり方があると思っております。1つは大規模化、そしてもう一つは規模はそのままにしながら、その商品の単価を上げる、この2つの方法だと思っております。大規模化を図る農家については、農協がやはり一番力になってくれると思っております。一方の面積は増やさずとも商品価値を上げる、あるいはその単価を上げる場合にはやはり直売という、直接消費者に自分の農産物を届けるということだと思っております。

その2つの方法を選択するのは農家自身ではありますけれども、震災と原発事故の後に風評被害対策事業として、町と若い農家たちが一緒になって取り組んだこれまでの経過を見ますと、確かに国の補助金を使って、交付金を使っての事業ではありましたが、国見町の農産物の評価を彼らはものすごく上げてくれたと思っております。町と一緒に事業を展開してきた農家の中には、震災前よりも農業所得を上げたという農家もいます。そういった例を、もっと若い農家に広げていくということも必要なんだろうなと思っております。大規模化を図って農協の力を借りて所得を上げる、一方で自分の商品価値を上げて直接販売に打って出る、そのいずれかなのかなと思っております。ただ、農家はそれぞれ、やはり個別に自分が社長だと思ってやっていたり、農家がたくさんいますから、それをうまくまとめていくのはなかなか大変なことなのかもしれません。

ただ、行政は、国見町の基幹産業は農業だと言うのであれば、それをきちんと実現化しないといけないと思っております。彼らをどういうふうに支えていったらいいのか、これからの農業を志す若い人たちも含めてですが、どういうふうにして農家を支えていったらいいのか、それは先ほども申し上げましたけれども、農協であったり大学であったり、あとは県の農業専門機関であったり、そして一番は国見の農家、彼らの意見を聞きながら、行政としてのバックアップが一番何がいいのかといったところ、そこをきちんと見極めながら、5年後、10年後の国見の農業を見据えて事業を進めていければなと思っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 大規模化、そして今、販売先の開拓というお話もありました。その中で、兼業農家というお話も出てきました。大規模化も大切かもしれませんけれど

も、この兼業農家にも光を当てるといいますか、支援をするということも非常に大事ではないかと思っております。

質問の中でも言いましたけれども、この各種の組織といいますか、周辺部でいろいろな組織があると思うんですけれども、その後継者もまたいないという状況になりますと、周辺部については本当に何もできなくなるという状況が生まれかねないこともあります。やはり移住・定住、そうしたことが非常に重要になるかと思っておりますので、これらも含めまして、ただいま町長が答弁したような施策、進めていただくようお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君） 令和2年第8回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

新たな町政の運営についてなど3点、質問させていただきます。

まず初めに、さきの激戦でありました町長選挙におきまして、見事当選されたこと、誠におめでとうございます。4年間の町政のかじ取りをお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

町長は、まちづくりの基本理念を実現するために6つの目標を公約に掲げております。これを確実に進めていくのは大変なことだと思います。町長として、町長と職員との共通認識を図っていく必要があるのではないかと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、私が掲げました「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」の基本理念の下、まちづくりの6つの目標の達成には、町民のみならず、町職員とも対話による共感の醸成、そして職員の理解と行動が要となります。

そのため、町長就任式の訓示を皮切りに、庁議や第6次総合計画策定に向けての町長によるヒアリング、これらにおいてまちづくりの6つの目標の共有化に努めたところでもあります。また、事業を進める上で、職員との意志疎通を図るためにも、課長以外の事業を直接担当する職員から話を聞くなどの取組にも既に着手をしたところでもあります。

いずれにいたしましても、まちづくりの6つの目標、これの達成に向けまして、私と職員が共に力を合わせ、各種施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町長が言いましたように、町長が変わっても、職員がやるべき仕事は確実に進めていくということは変わらないと考えております。

今まで同僚だった職員をどのように動かしていくのか、まずは課長との意志疎通を図り、今おっしゃったように庁議とか、いろんなことをやられていることは当然のことだと思いますが、前町長からの継続すべきこと、あるいは逆に改善すべき点を検証する必要があるのではないかと思います、それについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、職員との意志疎通を図るための取組は既に始めておりますし、私自身の立場、職員の立場でそれぞれ業務に取り組んでいるところであります。

また、各種事業においてのお質しであると思いますが、前任者から継続すべきことや改善すべきことの検証については、私が掲げましたまちづくりの6つの目標の達成に向けての取組を進めることで、おのずとその答えが出てくるものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町職員の資質を向上させるために、研修などを拡充するなど、職員一人一人が共通意識を持つことによって、さらに町民の目線に立ち業務を執行することで、町民からのさらなる信頼を受けることと考えるが、その点についてはどのように考えているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

私が掲げましたまちづくりの6つの目標の中にも、町職員の資質を向上させるための研修について、これを拡充するということが掲げております。

この研修につきましては、業務に関するその専門性の高い研修であったり、施策づくりに役立つ研修であったり、あるいは職責に応じた心構えや人材育成のための研修、そして窓口で町民の皆さんに対応する際の接遇の研修であったりと、様々な研修を指しております。全て町民の信頼を得ながら、町民福祉の向上などを図るための町政を進める、この上では必要なことだと考えております。

職員の研修につきましては、これまでも実施をしてきておりましたが、なお一層、その中身の濃い研修の機会をつくりながら、職員の資質の向上を目指していきたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 公約どおりに確実に進めていくために、まずは職員を信頼して、しっかりと土台をつくっていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問です。

公約の中の一つに、農業、商工業の振興とありますが、商店街の活性化という観点

から商業者や町商工会などと、どのように連携を強化していくのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

商店街を中心としました商工業の振興についてのお質してございますが、まず現在の商店街の状況でございますけれども、人口減少、少子高齢化、消費者ニーズの変化や後継者不足による空き店舗の増加など、大変厳しい状況にあると認識しているところでございます。

そして、それらの課題を解決していくためには、事業者の皆さんのそれぞれの考え方、そして事業者を取りまとめるべき商工会の考え方、そして町の施策が同じ方向を向かなければ実現してはいかないのではないかと考えているところでございます。

商店街の中には、気がつかない宝物がたくさんあると考えています。それを見つけ、磨きをかけるのは事業者の皆さんであり、商工会であり、そして町であると考えてございます。それぞれが同じ方向を向きまして、当事者意識を持って考えて取組を進めていくことが重要であり、その中で人材の育成や町の基幹産業である農業との連携など、次の世代につながる何かが見つかっていくものではないかと考えているところでございます。

町といたしましては、それぞれに考える場づくりを確保しますとともに、必要であれば組織づくりなども進め、農業も含めた商工業の振興に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町と商工会の連携として、7月27日に、仮称でございますが地域振興事業企画会議を開きまして、商工会関係各位から、先ほど課長が言っていましたように皆さんから意見を取りまとめ、3度の会議を開きました。その結果に基づきまして、先月、皆さんもご承知のとおり「くに味（み）でまんぷく！ウォー食（ク）ラリー」という企画を実施しました。それが大変好評で、参加された町職員の方から大変よかったと、こういう企画が大変よかったねという話を聞いて、やっていた私たちも喜ばしく思っております。

このようなことをやりましたけれども、今後も商工会との連携強化に向けて、どのように今後進めていくのか、改めてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症により商店街も大きな影響を受けまして、毎年恒例でございました夏祭りや様々な行事を中止せざるを得ない状況にございまして、商店街を元気にするために、事業者の皆さんとともに、商工会が主体となりまして新しい事業が開催されましたことにつきましては、今後につながる第一歩であると考えているところでございます。

そのような中で、今後の町と商工会の連携強化についてのお質してございますが、

先ほども申しあげましたとおり、それぞれが同じ方向を向いて、形式にとらわれず、様々な意見交換をしながら、商店街、ひいては町全体の振興につなげていければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 連携強化を続けていくということは分かりました。

今後も続けていくとなれば、今回の場合は、商工会会員は参加しやすいのですが、農業者はどうしても参加しにくいのかどうか分からないけれども、参加がありませんでした。農業の方々が参加しやすい組織づくりを町はどのように商工会と連携をさせていくべきと考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町の基幹産業でございます農業と商工業との連携に関するお話しということでございますが、先ほども答弁しましたとおり、現段階で直ちに成果を得られるような体制づくりというのは難しいというふうには認識してございます。それぞれ農業、商工業で目指すものを共有しながら意見交換ができる場の設定、それで必要があれば組織化をしまして、農業、商工業の振興につなげていければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私も商工会の者でありますけれども、町長が常に言っていますように基盤産業は農業であります。農業の人たちがどのように考えているのか、農業の方の所得が増え、農業が良くなれば商業も良くなると思いますので、商業と農業が同じ場所で会話をして、同じ問題を解決していくような会議になればいいと思っておりますので、確実に進めていただきたいと思います。

次の質問です。

国見町における介護施設についてであります。国見町には、小坂地区に特別養護老人ホーム国見の里というすばらしい介護施設がありますが、近隣市町村に比べると介護施設は少ない状況にあると考えますが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

介護施設といっても様々な種類がございます。施設サービス、いわゆる入所系のサービス、介護保健施設について見てみますと、広域対応となります特別養護老人ホームについては、伊達市に8施設、桑折町に2施設、川俣町に2施設、国見町が1施設。

介護老人保健施設、これはショートステイとかロングステイで利用される施設になりますが、伊達市に1施設、桑折町に1施設、川俣町に1施設、国見町はございません。

次に、認知症対応型のグループホームにつきましては、伊達市が6施設、桑折町が

1 施設、川俣町が 1 施設、国見町が 1 施設になります。

地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、伊達市が 1 施設、桑折町はございません。川俣町が 1 施設、国見町が 1 施設となっております。

おおむね人口規模や高齢者の人口、地理的な要因などにより配置をされているものと考えられますので、一概に何カ所あれば適正だと言えるものではないとご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） 課長が一概にそうではないと言われてはいますが、近隣市町村の介護施設の力を借りまして、公立の病院であります藤田総合病院という医療施設があることによって、当町においては介護施設が若干少なくとも十分対応できると考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほど答弁をさせていただきましたが、介護保健施設につきましては、広域の計画で配置をされるものと市町村の計画で配置をされるものがございます。

広域計画で配置をされる特別養護老人ホーム、あるいは介護老人保健施設は、どの市町村に住んでいても利用ができます。

次に、地域密着型の介護保健施設につきましては、当該市町村の計画で配置をされるもので、当該市町村に住んでいなければ、原則利用ができないということになってございます。

前段の近隣市町村の施設の力を借りてのお質しでございますが、広域対応の施設は条件に合えば誰でも利用できることとなりますので、後段の公立藤田総合病院との連携の点でございますが、介護保健施設と医療施設につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、その連携は必須と考えてございますが、もともと介護保健施設と医療機関は介護と医療、別分野のものでございます。介護を医療が担うとか、医療のほうを介護が担うということは基本できませんので、そのような意味で、今回のお話の中で、公立藤田総合病院があるから介護施設が要らないというところにはならないと考えてございます。あくまでも、さきに答弁をしたとおり、一概に何カ所あれば適正だということは言えないということで、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） 先ほど山崎議員の質問の答弁にもありましたように、入所者の人数を聞きましても、やはり本人はもとより面倒を見ている家族の軽減を図る点では、介護施設は最後の場所になると思っております。

しかしながら、今の答弁を聞きますと、介護施設に入所できるには相当の期間を要すると。やはり 1 カ所に申込みをするのではなく、桑折、梁川、いろんなどころに申込みをして、それで運良く入ることができれば入るといった状況にあると思えます。家

族の負担増については、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

介護保健施設のうち特別養護老人ホームのことを指していると思われませんが、介護保険制度の趣旨を改めてご説明を申し上げさせていただきます。

介護保険法においては、有する能力に応じて自立した日常生活を営むためのサービスを給付するとされており、またその居宅において能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮をすると明記をされてございます。また、団塊の世代が後期高齢者になります2025年を見据えて、医療と介護を病院や施設で行うものから、在宅で行うもの、つまり住み慣れた地域の中で最期まで自分らしい生活ができるように包括的な支援、サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進しているところでございます。

加えて、今の介護保険制度におきましては、原則として要介護3以上の方でなければ、特別養護老人ホームへの入所はできないとなっております。各介護保健の施設におきましては、入所の透明性、公平性を担保するために、各施設に入所判定委員会を設置をされて、入所希望者の実態調査を実施して、それに基づき点数化をして入所が決定するという流れになってございます。

介護の負担を軽減するということはとても大事なこと、大切なことだというふうにも考えてございますが、介護保険の流れでいいますと、なるべく施設、病院に入らないで、ご自分の力で能力で生きていけるようにということを重視する、いわゆる介護予防を重視していこうという流れになってございます。まずは、介護予防を徹底するということを優先していこうと。さらに、その上で介護の必要な人についても、その方の尊厳を守り、長年暮らした地域で最期まで暮らせるようにしていきたいということを今、進めているということでございます。

そのような意味から、家族の負担というところについては、確かに議員のおっしゃるところはあると思いますが、全体の介護保険の流れ等を考えていけば、その部分についても、介護保健の施設の増設等につきましては慎重に検討することが必要だろうと、そのように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の答弁ですと、介護サービスを受けないように、元気な高齢者をつくっていくということを前提にしていると思います。高齢者は介護保険をすぐに使うことなく、元気であることが一番ですけれども、今後介護サービスを受ける方々が減ることはないと思うんです。今まで元気だった人が急に具合が悪くなる、急に歩けなくなったり、急に足腰が弱くなったりということが当然あると思うんです。そういうことを考えれば、国見の里の建設の上でも様々な問題をクリアしながら建設した経緯があります。先ほども申しましたように、利用者は、今後とも団塊の世代、2025年になると思いますけれどもどんどん増えていく傾向にあると思います。そ

のことを考えると、私は何度も申しますけれども足りていないと、足りなくなると思っております。

将来的に、町の市街地周辺に、利便性の高い場所に土地を購入してでも、介護施設を増やしていくべきと考えますけれども、その辺についてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国見の里につきましては、特別養護老人ホームに広域的な施設ということで分類をされてございます。入居系の定員が90名、ショートステイが10名、デイサービスが25名となっております。開設をしてから順調に運営をされておると聞いてございます。ほぼ定員での利用と聞いてございます。利用者につきましては、ほぼ定員での利用ということなので、伸びているということではないと思っております。

ご質問の介護保健施設は足りていないということのご指摘でございますが、介護保健施設、あるいはサービス提供事業所の種類は数多くございます。特に、入居系の施設、特別養護老人ホームについてお話をさせていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、特別養護老人ホームは広域的な施設ということになります。県が策定をします高齢者福祉計画、あるいは介護保険事業支援計画に含まれておまして、福島、伊達、二本松、本宮の4市、桑折、国見、川俣の3町、そして大玉村が県北圏域ということで計画の策定範囲になります。

各施設への申込みについては個別ということになりまして、重複して何か所も申し込まれている方がございます。このため、正確に何名の方が待機をしているということは把握が難しいんですが、福島市において毎年4月時点で、広域的な圏域内の特別養護老人ホームに市町村別の申込者の調査を行っております。それによりますと、国見町の方で申込みをされている方、要介護3以上の方につきましては55名がおります。その後、亡くなられた方がいて、現在52名となっておりますが、うち9名が圏域内の施設に入居をしております。

また、待機状態の方の内訳は、医療機関に5名、介護老人保健施設、ショートステイ、ロングステイの施設に10名、他の特別養護老人ホームに7名、認知症関係のグループホームに7名、有料老人ホームに1名、サービスつき高齢者向け住宅に1名、自宅で介護を受けている方が12名となっております。

自宅で待機をされている方もおりますので、充足しているとは言えないと思っておりますが、特別養護老人ホームではなくても何らかの施設に入居をされている、サービスを受けておられる方もいるということから考えますと、喫緊に必要なだということの判断は難しいものと考えてございます。

現在、高齢化率は42%ということで高くなってございます。老年人口の将来推計を見ますと、令和7年、いわゆる2025年には高齢人口が3,459人、現在と比較しますと100名ほど減少すると見込まれております。これは、その後も減少が続くということが推計をされています。

施設の増設につきましては、サービス給付費の増加をもたらし、確実に保険料に跳ね返ってまいります。また、人口減少により入居者が減るということになれば、特別養護老人ホームの運営にも支障を来すということになります。

そのようなことを考えますと、現状及び将来を見据えて慎重に判断すべきものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長から説明を受けまして、今の現状だとただ造っただけではなく、それに対するお金が必要だということが十分理解できます。

では、次の質問をさせていただきます。

「健やかに暮らせる国見町」を公約の一つに挙げておりますけれども、高齢者が住みやすい町、特に先ほど山崎議員も高齢者について質問しましたけれども、高齢者が特に立場の弱い、障害者も含めてですけれども、そういう方々が暮らしやすい町とはどのように考えているのか、改めて町長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

私が掲げた「健やかに暮らせる国見町」とは、1つに妊婦や赤ちゃんからお年寄りまで一人一人の命を大切に、一人一人の健康づくりを医療との連携でサポートしていく町です。また、病気やけがで障害を持つことになっても、暮らしの質、これを高めるサポートを充実させることで実現したいと考えています。

高齢者が暮らしやすい町ですが、まず高齢者が暮らしやすいと思う暮らしとは、一体どういう暮らしなんでしょうか。議員はどのようにお考えでしょうか。日々の暮らしには、食材や日用品などが必要だから、買物のしやすさが大事という人もいますでしょう。あるいは、人生は生きがいややりがいも持って暮らすことだから、充実感を得ることが大事という人もいますでしょう。また、健康が一番だと考える方もいらっしゃると思います。

高齢者が暮らしやすい町とは、人によって様々だと思っています。何げない日常こそ、暮らしやすさの根本だと思っています。この地に暮らす高齢者が日々を懸命に生き、自分の良識的な価値観を大切に、地域の様々な方々と喜怒哀楽を共有し、お互いを尊重し、支え合い、助け合いながら暮らしていけることだと思っています。これは高齢者に限ったことではなく、国見に暮らす全ての人に言えることだと思っています。

私たちは、東日本大震災と原発事故で、それ以前の何げない日常のありがたさを知りました。そして、新型コロナウイルス感染症が蔓延している今も、それ以前の何げない日々の尊さを思い出します。このことからご理解いただけるものと思います。

人生経験豊富な高齢者には、できるだけ健康で元気でいてほしいですし、その元気な高齢者の知恵を借りて、国見町の地域づくりやまちづくりを進めていくことができたなら、それこそが高齢者が暮らしやすい町、そういった町になるんだと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町長の考えを聞いて、安心している高齢者の方もたくさんいらっしゃると思います。自分で健康維持ができる方、つまり自分で健康を保てる方、運動するとかいろいろなことができる方もいれば、逆に身体の不自由な方がいらっしゃるということを考えて、その公約を実現していただきたいと思っております。

最後の質問になります。

町社会福祉協議会について、全国的に町長の社会福祉協議会の会長兼務はないと思っております。運営補助金について、補助金申請者と交付決定者が同一人物でなされている形態は、疑問を感じざるを得ません。社会福祉協議会の会長は、佐藤 力前々町長が会長職が誰もいないということで、やむなく続けてきた経緯がありましたが、その後、太田前町長が継続して任期満了までと聞いておりますが、今後、町長が兼務することとなれば、町民からは町長報酬と会長報酬をもらうことになるのではないかという疑念を持たせる原因となります。現町長は社会福祉協議会の会長を兼務するべきではないと考えておりますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、議員のご質問ですが、1つずつ整理しながら答弁いたします。

1つ目が、補助金申請者と交付決定者が同一人物でなされているとの件でございますが、事実として申請者と交付決定者は同一ではありません。これが同一人である場合には、自己契約、あるいは双方代理とされ、民法第108条に違反することとなります。町においては、法と規則にのっとり、適正に処理しております。

2つ目が、町長報酬と会長報酬をもらうことになるといった件でございますが、町長は町条例に基づく支給であり、一方、社会福祉協議会の報酬は、定款にて評議員によって報酬等の支給の基準に従い支給できるとされていますので、双方の報酬を受けることは違法ではありません。ただし、実際には、国見町社会福祉協議会においては、会長と町長が同一の場合には、会長の報酬は無報酬とされていることを確認しています。

3つ目が、町長と社会福祉協議会の会長との兼務の件ですが、社会福祉協議会は民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織であります。そして、社会福祉法に基づき設立をされています。国見町社会福祉協議会で定める理事の選出区分は、第1に町内会、婦人会、商店会の役員、第2に教育委員、民生児童委員、老人団体の代表者、第3に社会福祉関係団体の代表者、第4に保健医療関係者、そして最後、第5に学識経験者とされています。

つまり町長が理事、会長になる必然性はありませんが、不適切でもありません。ただ、最も大切なことは、民間の社会福祉法人ですから、評議員や理事、監査は当該社会福祉協議会が自らの選出基準にのっとり自ら選出するものであり、特段の事情がない限り、これを侵すべきではないと考えています。

社協の役員選出は、法的にも定款上も社会福祉協議会が決めるものだと理解してお

ります。事実として、平成17年から18年の故富永会長、平成19年の故菊地会長は現職町長ではありませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 現町長は会長職を受けないことだけではなく、次にやっていただける方、新たな人選も考えるべきだと考えております。

そこで、経験豊富であるということで、任期満了までやっていただける前町長の太田さんに引き続きお願いすることで、社会福祉協議会の運営に支障を来すことがないのではないのかなと思っておりますけれども、継続していただけるように進めているのか、その点についてお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

前町長には、任期まで社会福祉協議会の会長をお願いしていただくことを依頼しております。また、その後の理事については、社会福祉協議会が社会福祉法人として自ら判断するものと考えております。

なお、私が理事及び会長に就くことは考えておりません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 新たな人選につきましては、任期満了になった後に考えるということだと思います。そして、最後に町長が言われましたように、会長職には就かないということをお聞きしました。

町長がまちづくりの6つの目標を掲げて実現することに、多くの町民が期待しております。行政、議会、町民の相互理解が重要であると考えております。その実現に向けて進んでいきますように、私どもも努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後2時25分から、正副議長、委員長会議を委員会室で、その後に広報常任委員会を同会議室でそれぞれ開催いたしますので、ご参集願います。

なお、明日18日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時17分）

第 3 日

令和2年第8回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 第 2 議案第60号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第8号）
- 第 3 議案第61号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第62号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 常任委員長報告（継続審査）
陳情第11号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書
(追加日程)
- 第 6 常任委員会の継続審査について
- 第 7 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第59号「国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第59号、国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 総務課長にお尋ねしたいと思います。

今度の公職選挙法の改正では、町村議員に対しても立候補にあたって供託金制度が導入されることになりました。町の条例では、このことについて載っておりませんが、この条例を制定しなければ供託金は発生しないということになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

町の議会議員選挙における供託金につきましては、公職選挙法で規定されておりますので、この条例の適用ではなく、そちらの規定に基づくものとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 条例の条文についてでありますけれども、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続が規定されております第11条でございます。第11条のこの条文の下から3行目、「得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件」とありますが、この第10条には、「後段において準用する第2条ただし書」というのはどの部分になるのか、お尋ねいたします。

私も見てみたんですが、第9条には、後段に「第2条ただし書の規定を準用する」という条文になっておりますので、これは第10条ではなくて第9条ではないかと思うのですが、私の条文の解釈の仕方が悪いのか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ありません、議員お質しのとおりに、第10条ではなく第9条後段の誤り
であります。おわびして訂正方よろしくお願ひしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第60号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第8号）

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第60号「令和2年度国見町一般会計補正予算
（第8号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第60号、令和2年度国見町一般会計補正予算（第8号）
についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 補正予算書12ページ、2款総務費ですが、5番目の財産管理費で、
17節、車両船舶として536万8000円の計上があります。これは公用車2台分
の購入費ということですが、更改前の車種及び新しく更改した車種名をお願いいたし
ます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

公用車についてであります。議員お質しのとおりに、2台の購入ということで、
1台につきましては、事故によりまして廃車したサクシードの代わりにトヨタのプロ
ボックス、名称は違いますが同じタイプのものであります。もう一台につきましては、フ
ァーゴをハイエースに替えるため予算を計上したものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 2台目の前の車種が聞き取れなかったもので、お願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

2台目につきましては、前の車種といたしますか、現在の車種がフェーゴになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は、公用車につきましては、経費削減の意味からも、都度見直して、軽自動車に対応できるものは軽自動車に更改すべきだと申し上げてまいりました。今回、この2台の更改については、その辺の考慮はなされたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今年度につきましては、6月補正でも1台、公用車の買換え、老朽化といたしますか、更新の年次計画に該当するものについて更新をしておりますが、その際には、レオーネ、貨物のバンから軽自動車ということで1台は買い換えております。

今回お願いしていますのは、やはり貨物バンタイプはバンタイプで、同じものに更新したい、買い換えたいとするものと、フェーゴにつきましても、やはり用途からいまして、同じタイプの車に買い換えたいとするものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 17ページの6款農林水産業費の農業振興費についてですけれども、全部新型コロナウイルス対策ということで計上されておるんですけれども、まだ新型コロナウイルスも終息していないということで、来年度もある程度予算を増額しなくてはと思うんですけれども、その点お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 村上議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス対策としまして、今年度7月専決補正予算でモモの販売拡大応援事業と労働力確保支援事業等に取り組んだところでございます。今年度、モモのせん孔細菌病の蔓延等によりまして、予定した数量が確保できなかったなどが大きく影響しまして実績で減額することになりましたが、議員のご質問の来年度に向けてということでございますが、この新型コロナウイルスの状況が来年のモモの生産時期、どのような状況になるか見定めながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 商工費も、大部分が新型コロナウイルス対策ということですが、同様に終息していないということで、来年度も大変になるのではないのかなと思うんですけれども、そのための来年度の予算にも取り組むのかなと思うんですけれども、お伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

商工費の新型コロナウイルス関係の対応ということで、今年度は補正、専決も含めて4回ほど事業を実施してございまして、現在進行形の事業もございまして。これらの事業につきましては、全て地方創生臨時交付金が財源となっております。

現在第3波と言われる状況の中で、国でも、補正予算の審議がこれから始まる状況もございまして、国の財源の手当てで町で活用できるものがあれば、商工業も含めて、農林業もそうだと思うんですけども、緊急的に必要と思われる事業があれば補正とか専決させていただく状況になるかもしれません。新型コロナウイルスの関係につきましては、そのような形で新年度予算にこだわらず対応していくのが必要なのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでは、19ページをお開きください。

8款土木費、2目河川維持費とあります。先ほど総務課長の説明でもありましたが、16節、21節の、滑川の改修整備事業にあたって、2900万円で用地取得、2000万円で物件の補償とのことですが、この滑川の事業の今後の見通しをお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 6番小林議員のご質問にお答えいたします。

この河川改修についてでございますが、現在、福島県におきまして、緊急水災害対策プロジェクト（台風19号関連対策）としまして、滝川と滑川一体改修の事業について進めてございます。現在につきましては、測量設計が間もなく完了ということでございます。

今後の工程につきましては、今年度中には用地の取得契約を行ってまいりたいと考えてございます。工事につきましては、来年度早々には現場に着手という工程でございまして、完了年度を令和6年度を目途に事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） まず初めに、引地町長におかれましては、このたびご就任、誠にめでとうございます。この場をお借りしましてお祝い申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

では、20ページの9款2項2目原発災害対策費の中の12節、14節についてお伺いいたします。

財源は特定財源100%、補正増になっておりますが、こちらの詳細についてお尋

ねします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 1番蒲倉議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただきました原発災害対策費の中の財源の内訳ということでございますが、これは県からの除染対策交付金が100%ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 1番蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） では、補正前4億9000万円、今回、補正増で3000万円という金額が増額されておりますが、当初予算を策定する際、この3000万円という巨額な金額が試算できなかったのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

これだけの大きい補正、事前に想定できなかったかというご質問かと思えます。

除染対策事業につきましては、今回お願いをいたしております委託料、それから工事請負費でございますが、委託料につきましては、主に仮置場の維持管理の経費、さらには仮置場を返地する前のいわゆる残置物の搬出業務、それから返地する前に行います測量業務、それから返す際の工事の前のいわゆる設計業務というものがございます。いずれも、例えば残置物でありますと、産業廃棄物の最終的な数量が確定しないと事業費も確定しないということでございますので、そういった部分で増額になったものでございます。

なお、工事請負費につきましても、現場に入って、同様の最終的な精算の意味も含めて変更するというのもございますので、最終的にはおおむね増額になってしまうという事情がございます。ということでご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 建設課長にお尋ねいたします。

19ページになります。4項の都市計画費及び1目都市計画総務費、14節の工事請負費ということで、総務課長の説明で、駅前の街路灯更新工事ということですので、その詳細をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

駅前の街路灯の更新ということのご質問でございますが、この工事につきましては、平成30年度から3か年計画で事業を実施してございます。今年度は最終年度ということでございまして、場所につきましては、むさしや坂の街路灯の灯具の交換ということで工事費を計上しております。基数につきましては15基ということで計画してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 平成30年からの計画ということですがけれども、前建設課長のときに、駅前の街路灯を、ただLEDに替えるのではなく、防犯的な部分から色を変えてほしいと。犯罪を予防するという意味合いで、ただのLEDではなく、色を変えて犯罪を抑制させる。犯罪をしないようにオレンジ色を加えたほうがいいのではないかとという提案を申し上げたのですけれども、そういうものは考えているのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

LEDの色の件でよろしいでしょうか。

工事の補正予算をいただきましたら、LEDということでは進めていますけれども、色についてはちょっとご意見を賜りまして検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） お答えは町長になるのではないかと思います。

12ページになります。

総務費の一般管理費の中に、報酬といたしまして、会計年度任用職員報酬ということで104万8000円載っております。この内容については障害者雇用に関わる報酬ということではありますが、障害者雇用については本町では初めてのことでないかと思っております。ここに至った経緯等はどういったものなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

今回のこの障害者の雇用でございますけれども、昨年度までいろいろと国のほうから、国見町においては町長部局についても教育委員会部局についても障害者の雇用がされていないというご指導をいただいていたという背景がございます。

今回、会計年度任用職員として採用に至った方については、障害の程度であったり、機能の損失の状況であったり、いろいろと考えてみますと、我々がお願いしたい業務にちょうど合致をした方でもございました。

今後も当然、現時点では1人の採用でしかございませんけれども、広くその門戸を開いて、障害の程度に合った業務、それが発生した場合には雇用していきたいと考えているところでもあります。障害のあるなしにかかわらず、仕事をするという、仕事に就くということ、これは人として生きていく上では当然必要なことだと思っておりますので、その辺をきちんと我々行政側も考えながら、雇用については努めていきたいと考えています。現時点では1人ですが、もう少し、業務の多寡にもよりますけれども、採用をする機会、これは創出をしていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 5番山崎です。

12ページの歳出の2款一般管理費、項は総務管理費です。この中に、職員手当として1000万円超過勤務が出ておりますけれども、この増額についてはどのような増額なのか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、上半期分の実績見込みを踏まえまして、今回、総務課の配当であります1000万円ということで計上をさせていただいております。

従前、超過勤務につきましては、毎年、当初予算で、給与費の5%ということで当初予算を組んでおります。ただ、実態と合っていないというご意見もこれまでいただいておりました。それで、今年度につきましては、実態とあまり乖離しないように、想定される満額ではないんですが、当初予算に計上をさせていただいております。

しかし、ここに来まして、今年度の実績の見込みとしては当初予算の金額では間に合わないということで、今回改めて補正予算をお願いしたものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 総務費だけが上がっているかと思いきや、24ページを見ていただきたいのですが、結果的に1463万5000円増ということになっています。大体計算しますと、11の課で上がっていると、プラスマイナスもありますけれども。

12月号の「広報くにみ」に、去年の1人当たりの支給額が57万9215円と報告されているんです。これを単に108人で割りますと、大体1人当たり、今回の増によって13万円くらいプラスになるんですね。そうすると、このまま計算すれば極端な話、1人当たり70万円以上になるんです。そうしますと、大変失礼ながら、管理職の方の5万円から6万円の管理職手当よりも上回る人が相当いるのではないかと思います。その辺について伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

超過勤務手当につきましては、規定に基づき手当として支給しているところであります。確かに議員お質しのとおり、管理職と職員のバランスということではありますが、業務に対する手当ということになっておりますので、その辺はご理解いただければと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 2番の八巻です。建設課長にお伺いします。

18ページの道路維持費についてですが、令和3年1月中に仮置場の全ての土壌が搬出完了する予定になっているわけですが、かなりの10トン車、大型トラックが通

っているわけです。町道がかなり傷んでおりますが、搬出後のそういった道路の傷み、この修繕費800万円でそれは大丈夫なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 2番八巻議員のご質問にお答えいたします。

今般の補正につきましては、町道4号、広域農道の路面の補修ということで予算を計上させていただいております。

なお、仮置場の輸送の影響等につきましては、まだ仮置場、完全に終わっていないということでございますので、どの程度の影響があるのか注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 12ページ、企画情報課長にお尋ねします。

企画費の中で、今回、燃料費52万7000円、委託料55万円の補正がございませぬけれども、これは病院の送迎のデマンド化に対する補正だと思うんですけれども、それに相違ないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、今行っています実証実験の車のガソリン代と、あと委託費については、トータルを1か月延ばした3月末までやりたいということで、その分の補正増しということで、地方創生臨時交付金の枠の中で増額をさせていただいたということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 今の質問の続きであります。

予算計上されてこの事業を進めてきたんですけれども、なお延長しなければならない理由、まだこの実証実験が終わっていないので足りない分補正したと思うんですけれども、今までの結果についてご報告願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

まだ正確な数字というのは出てきておりません。11月から始まったばかりで、その浸透度も含めて、まだ到達していないという部分もありますが、現状ですと、1日平均6人ぐらいの利用があると。あくまでも国見町の事業ですから、国見町民に限った数字ということになっています。最大で1日13人ぐらいの利用になっておりますので、これがもうちょっと浸透すると、ターゲットとしては1日五、六十人はいるということですので、その利用者の動向をつかむためにもうちょっと期間を延ばさないとかなという、浸透度も含めて、3月までは実証していこうということで進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 13ページの総務管理費、右の一番上のMaaS事業について、名称とその内容について説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

ただいま八島議員に答弁した病院のデマンド化に対する実証実験の事業で、MaaSというのは、プラットフォームとなるシステムで、モビリティ・アズ・ア・サービスという事業ということで、それに乗ったデマンドの実証実験ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第61号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第61号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第61号、令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 本件は台風19号災害による県北浄化センターの復旧工事ということですが、以前に、この復旧に関しましては、完了が令和4年度以降の見込みという説明を聞いておりますが、今回の費用負担でこの工事は終了するんですか、それとも、また今後の負担は新たに生じるものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 佐藤定男議員の質問にお答えいたします。

事業であります。令和3年度完全復旧見込みということでございます。当初の予定どおりでございます。負担額につきましては、来年度、令和3年度分についても町負担が生じることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第62号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第62号「令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第62号、令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第11号）

議長（東海林一樹君） 日程第5、「常任委員長報告」を行います。

令和2年第5回定例会において継続審査となっておりました陳情第11号の審査の結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

八島博正君。

13番（八島博正君） 令和2年12月11日午後2時から総務文教常任委員会を開催し、懸案であった継続事項の陳情第11号についての審査を行いましたので、報告いたします。

陳情第11号は、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書であります。

今回の審査にあたり、この陳情書を提出した日本国民救援会伊達支部支部長の二瓶勇雄さん及び日本国民救援会福島県本部事務局次長の吉田吉光さんのお二人を招集し意見を聞き、そして審査に入りました。

まず、2人からこの陳情書に対する説明を願い、そしてまた、事務局次長からは内容についての詳しい説明を受けました。説明後、質疑応答しまして、そしてお二人には帰っていただきまして、議員6名全員によって審査を行いました。

慎重審査の結果、当陳情書については、まだ勉強すべきだ、内容についてももう少し精査したいという意見が出まして、採決の結果、継続審査3名、採択2名で、継続審査と決定いたしましたので、報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、陳情第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 追加日程がありますので、暫時休議いたします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時02分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、2件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この2件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の継続審査について

議長（東海林一樹君） 日程第6、「常任委員会の継続審査について」の件を議題といたします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第7、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに、総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審査は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和2年第8回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、原案のとおりご議決等を賜り、誠にありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様からいただきましたご意見などを

十分に踏まえまして、今後の町政執行にあたってまいりたいと思います。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午前11時20分より全員協議会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

令和2年第8回国見町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時06分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月18日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 宍戸 武 志

同 署名議員 山崎 健 吉